

令和4年陸別町議会3月定例会会議録（第4号）

招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和4年3月16日 午前10時00分			議長	本田 学
	閉会	令和4年3月16日 午後3時08分			議長	本田 学
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員  出席 7人 欠席 0人 凡例 ○ 出席を示す ▲ 欠席を示す × 不応招を示す ▲○ 公務欠席を示す	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1	中村佳代子	○			
	2	三輪隼平	○			
	3	久保広幸	○			
	4	谷 郁 司	○			
	6	多胡裕司	○			
	7	渡辺三義	○			
	8	本田 学	○			
	会議録署名議員	多胡裕司		渡辺三義		
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長 庄野勝政			主任主査 竹島美登里		
	法第121条の規定 により出席した者の 職氏名	町 長	野尻秀隆	教育長	有田勝彦	
	監査委員	飯尾清	農業委員会長（議員兼職）	多胡裕司		
町長の委任を受けて 出席した者の職氏名	副町長	早坂政志	会計管理者	本間希		
	総務課長	副島俊樹	町民課長	棟方勝則		
	産業振興課長	今村保広	建設課長	清水光明		
	保健福祉センター次長	丹野景広	国保関寛齋診療所事務長	（丹野景広）		
	総務課参事	高橋直人	総務課主幹	請川義浩		
教育長の委任を受けて 出席した者の職氏名	教委次長	空井猛壽				
農業委員会会長の委任を 受けて出席した者の職氏名	農委事務局長	瀧口和雄				
選挙管理委員会委員長の 委任を受けて出席した 者の職氏名						
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2	議案第22号	令和4年度陸別町一般会計予算
3	議案第23号	令和4年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計予算
4	議案第24号	令和4年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算
5	議案第25号	令和4年度陸別町簡易水道事業特別会計予算
6	議案第26号	令和4年度陸別町公共下水道事業特別会計予算
7	議案第27号	令和4年度陸別町介護保険事業勘定特別会計予算
8	議案第28号	令和4年度陸別町後期高齢者医療特別会計予算
9	議案第29号	令和3年度陸別町一般会計補正予算（第11号）
10	意見書案第1号	選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書の提出について
11	決議案第1号	ロシアによるウクライナ侵略と核兵器での威嚇を非難する決議について
12	発議案第1号	議員の派遣について
13		委員会の閉会中の継続調査について

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

---

◎諸般の報告

---

○議長（本田 学君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告綴のとおりでありますので、御了承願います。

---

◎開議宣告

---

○議長（本田 学君） これより、本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（本田 学君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、6番多胡議員、7番渡辺議員を指名します。

---

◎日程第2 議案第22号令和4年度陸別町一般会計予算

◎日程第3 議案第23号令和4年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計予算

◎日程第4 議案第24号令和4年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算

◎日程第5 議案第25号令和4年度陸別町簡易水道事業特別会計予算

◎日程第6 議案第26号令和4年度陸別町公共下水道事業特別会計予算

◎日程第7 議案第27号令和4年度陸別町介護保険事業勘定特別会計予算

◎日程第8 議案第28号令和4年度陸別町後期高齢者医療特別会計予算

---

○議長（本田 学君） 3月10日から引き続き、日程第2 議案第22号令和4年度陸別町一般会計予算から日程第8 議案第28号令和4年度陸別町後期高齢者医療特別会計予算まで、7件を一括議題とし、議事を続けます。

提案理由の説明を既に終えておりますので、各議案の質疑、討論、採決を行います。

これから、議案第22号令和4年度陸別町一般会計予算の質疑を行います。

初めに、第1条、歳入歳出予算のうち、歳出の逐条質疑を行います。

事項別明細書は、40ページからを参照してください。

1款議会費、40ページから2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、46ページ下段まで。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 次に、2款総務費1項総務管理費2目文書広報費、46ページ下段から5目財産管理費、54ページ上段まで。

7番渡辺議員。

○7番(渡辺三義君) 52ページの5目財産管理費14節工事請負費の中の説明で、建物解体費1,649万3,000円についてお伺いいたします。

昨年の予算においては891万円ということで計上されまして、途中でアスベストの問題が出まして、それとともに今年度新たに組み直されまして、処理費を含めて1,649万3,000円が計上されております。

それで、当初予算から約46%金額が上昇していますが、私の聞きたいところは、工事内訳の中で、一番上昇した要因というのはどのような内容の部分で跳ね上がったのか、その辺は大まかでもよろしいです、説明をお願いいたします。

○議長(本田 学君) 清水建設課長。

○建設課長(清水光明君) 議員御質問の件でございますが、まず、令和3年度の解体工事費につきましては、アスベストを含む工事内容ではなく、一般的な解体ということでありましたが、アスベストの問題があり、今年度アスベスト調査を行いまして、アスベストが含まれているという建物になってきた経過がありますので、こういったことから、前年度の予算におきましては、積算より、業者からの見積もりのほうが安価な価格になるということで業者からの見積もりを参考に予算計上させていただいておりましたが、アスベストを含む解体工事になったことから、業者での見積もりでは積算できず、積上げ計算をしなければいけなくなりました。これによりまして、そもそもの算出の仕方が変わってしまって、ここの部分で大きな差が出ているのだと思います。

調査設計を行いまして、それを基に歩がかり等を用いまして積算していることから、見積りと歩がかりとの差で積算方法が大きく変わってきているという部分があります。また、アスベストが含まれたことによりまして、必要な対策、また処理の部分におきまして前回とは異なる形での積算となっておりますので、その部分で大きく差が出ての結果だというふうに見ております。

以上です。

○議長(本田 学君) ほかに。

1番中村議員。

○1番(中村佳代子君) それでは、5目財産管理費で、50ページの委託費の福祉バス代替車両等運行事業と、今の同じく建物解体費用についてお伺いいたします。

まず、福祉バス代替車両等運行事業210万2,000円についてですけれども、福祉バスを廃車にするということで、民間のバスを利用することにするという説明でした。費用対効果的に考えると、そちらのほうが安く済むということということは、それは納得しています。このバスについてですけれども、このバスはもう処分されているのでしょうか。それと、もし処分したのなら、その金額などはこちらのほうに入っているのでしょうか、それをお聞きします。

それと、建物解体についてですけれども、平成27年に寄附を受けて、町民から危ない危ないと言われて、そのままにずっとしてきました。それで今年解体することになりましたけれども、今の同僚議員への答弁のように、金額が2倍ほどになっているということで、もしこれを早く壊していると、こんなにお金がかからなかったと思うのですけれども、それについてはどのように考えていますか。

○議長（本田 学君） 副島総務課長。

○総務課長（副島俊樹君） まず、福祉バスの関係であります。福祉バスはまだ処分はしておりません。車庫で保管しております。

建物の解体の関係でありますけれども、寄附を受けてから解体まで時間がかかったということにはなるのですけれども、あそこの場所が、周りが民地に囲まれた状況で、入れる部分が道道からの1か所だけということで、当初なかなか工事を安全に進めることが難しいということで延び延びになっておりまして、昨年度、土地の入り込みですとかといったことの調整がつきまして予算を計上したところだったのですけれども、先ほど来申し上げましたような形で、アスベストが含まれている建物だということで、このたび予算増額になってしまいましたが、このような額での解体ということになっている状況でございます。

○議長（本田 学君） 1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） それでは福祉バスの件ですけれども、今後、廃車にするかどうか、下取りに出すのかということ。

あと、建物解体ですけれども、昨年たまたま近隣の場所が壊されて土地が空いたので、今年作業できるようですけれども、もしこのまんま近隣の建物がそのままでしたら、まだこのまんま放置するつもりだったのでしょうか。

それと、このような寄附が今後また町民から要望があると思いますけれども、そのときにはどういう対応をお考えでしょうか。

○議長（本田 学君） 副島総務課長。

○総務課長（副島俊樹君） 福祉バスに関しましては、新年度に入りましてから処分の方向で進める予定でございます。

それと、建物の解体の関係で、たまたま周りの建物が去年から今年にかけて解体されておりますけれども、今回の物件の解体については、そこが解体される前からの話で、隣に隣接して車庫があったのですけれども、その解体と中の車両の移設についての話の

調整がついたということで準備を進めていたところでありまして、周りの建物の解体とはちょっとリンクはしていないところがございます。

それと、今後の建物の寄附の関係ですけれども、今までも、例えば言葉は悪いのですけれども、何でも受けているということではなくて、町として活用できるものということでの寄附の受入れをしているところでありまして、今後もそういった考えで進めていきたいというふうに考えております。

○議長（本田 学君） 1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） 建物の解体については、このように費用がどんどん高くなってきています。町にとってメリットになる土地もあると思いますので、その辺はいろいろ考慮しながら町民の寄附などに応じて行ってほしいと思います。

以上です。

○議長（本田 学君） 副島総務課長。

○総務課長（副島俊樹君） 今後も十分検討しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（本田 学君） ほかに。

3 番久保議員。

○3 番（久保広幸君） 前のお二人の議員の質問と同趣旨であります。5 目の財産管理費の14 節工事請負費、建物解体費1,649 万3,000 円についてであります。今お二人の質問に対する答弁をいろいろ勘案いたしますと、実勢価格は別として、あの土地は非常にコストが高い土地になりまして、評価は当然上がっているわけですが、寄附の採納に当たっては、今回は大きな教訓になったと思っております。

そういう中で、従来どおり活用を考えた上で寄附の採納を受けたという観点から申し上げますと、あの土地の有効活用は、当然何がしかの構想があるものと考えております。先ほど来出ておりますように、今回寄附を受けて解体する建物、土地の周囲を囲む形で民間の事業者の工場がありまして、そこがさらに別な業者に売られて解体撤去されているということでありまして、それらを含めて、あそこを一体的な景観のことも踏まえた構想があるのかどうかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 議員の御指摘のとおり、平成27 年にこの建物の寄附を受けたわけですが、当時は、町内の市街地外にいる方等が住めるような住宅ですとか、福祉的な目的で使えないだろうかということで寄附を受け、購入した物件であります。確かに、さきの議員からもお話がありまして、非常に解体までに時間がかかりまして、解体費が高騰したことについては、大変申し訳なく思っております。

先ほど総務課長が申しあげましたとおり、町のほうで、解体に当たりましては、隣の車庫のあるほうの土地をうまく活用して解体することで、やっと昨年解体のめどが立ったところでありまして、この建物の解体後につきましては、さきの議員協議会等でもお話

しさせていただいておりますけれども、当初は福祉目的ということでありましたが、そのニーズが今はないというふうに考えておまして、これについては、さらに有効な活用を考えなければならないというふうに思っております。

なお、周りの建物の解体の関係では、現在、あそこを購入した方とのお話はまだしておりませんので、今後もしそういう機会がありましたら、例えば有効的な活用である土地も使えるということが町にとって非常にメリットがあるものであれば、その辺については協議をさせていただきたいなということも視野に入れていかなければならないだろうと思っております。

それから建物については、先ほど申しましたように、現在のところ有効利用の検討を考えるとありまして、今のところ予定等はないのが現状であります。

以上であります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 先ほども申し上げましたように、ただいま、町の財産として解体しようとする建物の周りがむしろ圧倒的に大きな面積で工場跡地で他の事業者へ渡った土地だろうと思います。そうしますと、有効活用の構想をこれから考える上で、周りを持っている事業者との協議というか協調が大きな要件になるだろうと思います。そういうふうに考えましたら、当面、今のところ接触する予定がないとすれば、成り行きに任せると。変な話ですが、民間の業者がどう動くかの成り行きに任せるといような捉えなのか、再度お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 先ほど申し上げました中で、ちょっと言葉が足りなかったかもしれませんが、今、議員が御指摘のとおり、周りの業者がどのような構想を持って土地の有効利用を考えているのかということも、これからお聞きしながら、内容については検討させていただきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（本田 学君） 6番多胡議員。

○6番（多胡裕司君） それで、関連なのですけれども、例えば1,600万円かけて建物を解体しました。隣の旧工場跡地は解体が既に終わっています。仮に民間の所有者から鹿野水産跡地を分けてもらえますかといった話のときに、1,690万円をかけた坪当たり単価になるのか、そこら辺も含めて大きな問題だと思うのですよ、逆に言えば。ただで寄附をいただいて、1,600万円もかけてしまったと。当然この代償というのは大きなものだとは私は思っています。隣の方の壊した跡のほうが圧倒的に面積が大きい。仮に、あそこに駐車場もしくはマンション経営とかいろいろ考えられると思います、跡地ですから。それに大通りの景観地ですから、あそこががらんと空くのもいかなものかなという思いもあります。

それで、仮に民間業者がこの土地を売ってくださいと言ったとき、どうしますか。1,

600万円かけた坪単価というのは、そこら辺も鑑みてどうお考えなのか、最後お聞きします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議員おっしゃることはよく分かりますし、以前の皆様の質問を深くこちらでも反省している部分があります。いろいろな理由があったにしても、反省はしなければならないなど、以後、気をつけていかなければならないと。

あの土地に関しましては、今おっしゃられたとおり、旧鹿野水産のところでも1,649万円かけて、隣のそれを取り巻くところが、民間の解体業者がその仕事の話の中で土地を取得したということでございます。

私どもとしては、最初にいろいろ構想はあったのですが、やはり時代も変わって、町民の皆さんのニーズ等も変わってきます。ですから現在、またこれから先に、そういったニーズをしっかりと考えながら、隣を取得した方は法人でございますが、そこら辺どうということが頭にあるのか、そこら辺も含めながら情報交換しながら、最適な方法を考えていきたいと思っております。

○議長（本田 学君） 6番多胡議員。

○6番（多胡裕司君） 1,600万円、それと前年度のアスベストの調査費がありますから、仮にあそこの土地が100坪にしても、物すごい坪単価ですよ。そういうことを考えると、やはり本当に高い土地、陸別町一の土地になってしまう可能性もあるということで、そこら辺は、隣の敷地が圧倒的に広い面積ですので、そこら辺の有効利用を町の景観等も崩さないようにきちっとしてもらわなかったら、町民目線というのは厳しいものがあるのではないかなと思っておりますので、そこら辺も含めて、いつまでも空き地にしておくのではなくて、早急に活用するものは活用するという形で利用したほうが、かけた坪単価に対しての土地の有効利用というものをきちりして、何かいい手当てで、あれだけの敷地面積があるのですから、逆に言ったら、僕はあそこに公園でも造ったらどうかという考えもあります、道路縁ですけれども。建物を建てないのであれば駐車場でも、いろいろ考えて、早期に、空き地だけは1年も2年も解消するようにしていただければなと思っております。

終わります。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議員おっしゃるように、場所的にも、よそから通る方でも、陸別にいらっしゃる方でも、一番目立つ場所でもありますし、中心地であることには間違いがありません。ですから、そこら辺、先ほども申しましたが、でき得る限り有効活用を、これだけ今回高い数字にはなりましたが、それを跳ね返せるだけの活用ができるよう前向きに検討していきたいと思っておりますので、議員皆さん、また町民の皆さんが有効活用の方法があれば、どんどんこちらにも情報をいただきたいと思っております。

○議長（本田 学君） ほかに。

4 番谷議員。

○4 番（谷 郁司君） 各議員がいろいろ聞かれていたのですが、僕が聞きたいことが出てこなかったのでお聞きします。

實際上、ここの解体は、今までも議員協議会等、あるいは何かの議会の中でも説明されていたのかなと思うのですけれども、再度お聞きしますのは、寄附を受けた実面積は一体どれくらいだったのか。それと、さきの議員が言ったように、工事費云々の面積当たりの単価もありますけれども、實際上これが町の財産としてきちっと記録されると思うのですけれども、実質的な問題はあくまでも路線価格というのが公表されております。そういった中での単価というのは一体どれくらいなのかなという、この2点についてお知らせ願いたいと思うのですけれども。

○議長（本田 学君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時31分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

副島総務課長。

○総務課長（副島俊樹君） 大変申し訳ございませんでした。

土地の面積ですが428.07平方メートル、うち建物は335.47平方メートルでございます。土地の単価といたしますか、固定資産の標準単価になりますけれども、坪当たり9,900円ということになります。

以上でございます。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、2款総務費1項総務管理費6目町有林野管理費、54ページ上段から10目諸費、61ページ中段まで。

1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） それでは、56ページの企画費10節需用費と、59ページの同じく企画費の18節負担金補助及び交付金の景観形成事業補助金についてお聞きいたします。

まず、56ページの需用費ですけれども、移住産業研修センターに関わるものかと思えます。今年度は食糧費が抜けていまして、副町長の説明にもありましたが、食事の提供を今年からやめるといふことの説明がありました。この建物ですけれども、人材担い手育成とか人材確保が目的で建てた建物だと思います。住むとか食べるものに心配なく陸別に来てもらって、仕事に専念してもらえるように建てた建物だと思うのですけれども、今まで食事の提供をしてくれていた人が辞めるといふことでした。

それで、この後について人材を探したのか、それとも副町長の説明にもあったとお

り、食事を希望する人が少ないから、もうここで食事はやめると最初から決めてしまったのかお聞きします。

それと、ここは4月からは御飯が出ないことになるのですけれども、部屋の中の食事を作る場所というのはとても狭かったと思います。小さい流しがついているだけなのですけれども、そこで御飯を作るようになるのか、それとも今まで使っていた食堂を利用することができるのか。

それと、ここが普通に住めるようになると、今度、公営住宅とのすみ分けはどのように考えているのか、お聞きいたします。

○議長（本田 学君） 副島総務課長。

○総務課長（副島俊樹君） 移住産業研修センターの食事の関係でありますけれども、副町長からも説明があったとおり、利用者が少なくなってきたということもありまして、新年度から食事の提供はやめるということで、特に新たな人材を探したということとは行っておりません。

それと、食事を作る場所ですが、これについては各自の部屋で行っていただくということになります。多少狭いかもしれませんが、全くできないという造りではありませんので、この中でやっていただくということと、この施設は、最長3年までいられるということ、あくまでも来たときに住む場所がない方のための応急的な施設といえますか、ずっといられるということではありませんので、住んでいる間にまた別の町内で住宅を探していただくというような形で取り扱っております。

また、公住とのすみ分けということになりますけれども、公住に入れる条件の方については、そちらのほうに入っていただくということがまず最初に上がるのですけれども、公住のほうも随時募集しているということではなくて、月決めで募集したりしていて、タイミングが合わないとかといったことも出てくると思うので、そういった場合に移住センターのほうに空きがあれば、こちらのほうも対応はできるというような形になっております。

以上です。

○議長（本田 学君） 1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） 移住センターについては理解しましたけれども、今住んでいる人たちは、食事が無いということに皆さん了承してくれたのか。それと、移住産業研修センターは、多分ストーブとか備品なども取りつけてあると思うのですけれども、それについては、今後も故障などしたときは、公住だと自分のものなので自分で修理をしなければいけないのですけれども、産業研修センターの場合は、そういう修理などが出たときはどうするのか。

あと、食堂や団らん室などがあると思うのですけれども、そこはまるっきり閉鎖することなのか、ほかの使い道は考えていないのか、お聞きします。

それと、先ほど聞くのを忘れたのですけれども、景観形成補助金についてですけれど

も、私、これを12月の一般質問でも質問させていただきました。今年も要項には変更なく公共下水道供用地区内ということでやるのか、お聞きいたします。

○議長（本田 学君） 副島総務課長。

○総務課長（副島俊樹君） 移住産業研修センターの中にあるそれぞれの部屋につけているストーブですとかガスコンロは、もともと備えつけてある設備については、何かあった場合は町のほうで対応するというような形になってくるかと思えます。

それと、団らん室ですとか食堂の関係については、2階のミーティング室は今まで同様の対応となりますけれども、食堂については、一旦使わない施設にはなりますけれども、内容についてはまた今後検討していきたいというふうに考えております。

それと、景観形成事業につきましては、令和4年度につきましても、当面今までの内容で進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（本田 学君） 1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） 景観形成補助金ですけれども、12月の答弁では、町長はずっと市街地に限るとは話していないという答弁もいただいています。今回は拡充していただけなかったということですのでけれども、今後また町民が公平にできるように検討を重ねていってほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議員おっしゃることは、私も記憶しております。取りあえず、次年度の進捗状況をまた見まして、町場が危険度があるということから始めたものから、次年度の様子を見て、次いろいろ検討していきたいと思っております。

○議長（本田 学君） ほかに。

6番多胡議員。

○6番（多胡裕司君） 今の関連の研修センターのことについて、1点、2点お尋ねをします。

食事の提供、それと空きが目立つようになってきたという、あれなのですけれども、研修センター事業は、陸別町内に来る方々の研修の場、また農業、林業、いろいろな場で有効利用を図ろうということで建てられたと思えますけれども、例えば、先般3月2日からの4日間と3月8日からの4日間、本州の学生が120名ほど酪農ヘルパーのインターンシップ事業で、今回は非常に高かったということです。

陸別町も受入れはしたのですけれども、きちっとコロナ感染対策をして、PCR検査をして、通常は農家のホームステイ先に入れてもらっているわけなのですけれども、今回なかなかそういうこともできないということで、オーロラを確保したのですけれども、そういう場の空きがあるのであれば、そういうものを情報提供しながら、仮に言ったら、4日間幾らで貸しますよとか、そういう形の利用方法も今後考えていったらどうかなど。

また、今回は私、学生を東京のほうから受け入れたのですけれども、東京の学生にも、多分あなたが来春から陸別町に来てくれると、この研修センターに入りますと、もう案内したのですよね。そうしたら「すごい立派ですよ、陸別町」という思いを持っていただきました。ですから、そこら辺もインターンシップ事業があるのだと。また、夏場に学生が来ることもありますよね。陸別町がやっている大学との交流事業とかがありますから、あれだけの立派な施設がありますので、有効利用を図る上で、少しは規制緩和をして、3年間そこに住み続けるでなくてもいいから、空いている場合は、そういうことも視野に考えていって、多くの学生やいろいろな方に陸別町はこういうところだよと、4日でも1週間でも10日でもいいから。

今回は長期で陸別町に来たいと言ってくれていますので、そこは東京エコの学生で34名の学生が一気に来たのですけれども、それと大阪とで120名だったのですけれども、大人数でも来たいという募集で、それも二百何十名の募集で中でようやく120名で切ったわけなのです。だから、受け入れようと思えば何ぼでも受け入れます。本当に林業関係も農業関係も、いろいろな形でいろいろな職種を受け入れるということです。

今後いろいろな形で規制緩和を図って、連携を密に陸別町に来ていただく、住んでいただくという方向性も含めた中で、今後、規制緩和に向けて有効利用を図っていただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 移住産業研修センターにつきましては、基本的には皆さん御承知だと思うのですけれども、移住して陸別町で就業して、基本的には1年間、延長して最大延長が3年までという施設であります。

その中で食事の提供については、先ほどの議員の御質問にもお答えするような形になりますが、途中から、実は食事を必ず取ってくださいというふうにお願いをして取っていただいていた。実はこれをなくしたらどうですかという話をしたら、特に支障はないということで、多くの人からそういう御意見をいただいたという関係で、今回、臨時で調理をしていただいた方が辞めたいという申出があったことで、入居者の皆さんにはお話をし、なくても大丈夫ですというお話でしたので、今後このような形でいったほうが食事代も2万円かかっていたので、負担を少なくできるのかなというふうを考えて、このような措置にいたしました。

多胡議員の御質問であります。研修センターについては、これまで林業、畜産関係の新農林業人育成事業とかで来た方も、研修室を使って研修をして、食事の提供があったりとかしておりますので、そういったものについては積極的に使っていきたいというふうを考えておりますし、今御質問のように、空きがあれば、そういった利用もできるように検討してまいりたいと思います。

なお、ちょっと暮らし住宅とかもあります。町の中で管理住宅もありますので、そう

いったものも含めて、長い期間ではなく、短い期間で来られる方については、そういった利用についても検討しながら、できるだけ受け入れるように対応していきたいというふうに考えます。

以上であります。

○議長（本田 学君） ほかに。

2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） 58ページ、18節の負担金補助及び交付金のまちづくり事業200万円についてお聞きしたいと思います。

以前、私の一般質問の中でも少し触れさせていただいたのですが、昨年度におきましても限度額が200万円ということで、補助対象経費の2分の1の補助金となっております。昨年度も200万円上限いっぱい申請だったということなのですが、陸別町において新たな事業を始められたいという方に対しての補助ですので、補助金の額の注意書きのところにも、今年度の予算の限度内の補助のためというのはあるのですが、そういったことで、申請の状況によってそれを判断することなのかもしれませんが、こちらの限度額200万円というのは、申請だったり状況に合わせて補正していったりとか、あくまでも限度額200万円ということにしているところの判断について妥当なのか、その考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（本田 学君） 副島総務課長。

○総務課長（副島俊樹君） まちづくり事業につきましては、予算も限度額も200万円ということで、予算の範囲内ということで進めさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（本田 学君） 2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） 今年度は200万円で、限度額いっぱいあったということで、いろいろな方の申請数であったり、陸別で新たなことを始めようと思うことに対しての補助というか、その仕組みとしては非常に重要なものだと思いますので、そういった意味で、注意書きの部分で予算の範囲内ということで、鍵があるのかなと思うことでお聞きしたので、そういった回答であるということは了解いたしますが、陸別町で新たにこういったことを始めたいという方を応援するということで、補助金というのはどんどん活用されていくべきものだと思いますので、申請だったり、やろうと思うようなことの内容であったり、申請数に応じて何か考えていただけたらなというふうに思いました。

以上です。

○議長（本田 学君） 副島総務課長。

○総務課長（副島俊樹君） 予算につきましては、先ほども申し上げましたように、予算の範囲内の事業執行ということであります。この事業は、毎年申請があるわけではないのですが、たまたま令和3年度と令和2年度は1件ずつありまして、令和3年度は

限度額いっぱいまでということでしたが、令和2年度はそこまで達しない事業の執行ということでもありました。新たな事業を始めていただく際に、まちづくり事業もありますけれども、そのほかにも利用できる制度もあると思いますので、いろいろ組み合わせていただきながら進めていっていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、同じく2款総務費1項総務管理費11目交流センター管理費、61ページ中段から13目地域活性化推進費、69ページ上段まで。

7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 68ページの13目地域活性化推進費18節負担金補助及び交付金の薬用植物研究事業について、数点お伺いいたします。

最初に、ミネラルウォーターは、これまでも販売とともに陸別のPR用として利用されてきておりますが、今年度については製造に関する予算が組まれておりません。それで、できれば、その理由と、もし在庫があるならばどのぐらいの数量になっているのか。

それと、薬用植物については、以前、私が質問したときは、薬用植物が陸別に適しているかどうかということで、1年かかるものもあれば、長いものであれば五、六年かかるという説明を受けた記憶がございます。それから考えると、先般の副町長のお話にありましたように、もう8年経過していることから、ここが一番重要視するところでございます。私が思うには、もうこの辺で薬用植物研究から町内の栽培や商品開発について次のステップに進む時期に来ているのではなかろうかと、私はいつもこの講師を見ると、まず思います。それで、これまでの経過と成果について簡単でいいです、その辺も説明をお願いいたします。

○議長（本田 学君） 副島総務課長。

○総務課長（副島俊樹君） まず、ミネラルウォーターの陸別百恋水ではありますが、今年度は製造はいたしません。令和3年度に1万5,000本製造しております。令和4年度については、これらの在庫といいますか、これを使ってPRですとか町内、町外販売を進めていきたいというふうに考えておりまして、3月14日現在の在庫なのですが1万2,033本残っております。これらを使いまして、今後のPRですとか販売に向けていきたいというふうに考えております。令和2年度も製造をしておりませんので、ここ数年では隔年で製造しているような状況になっております。

それと、薬用植物の関係ですけれども、議員おっしゃられたとおり、8年経過しております。平成26年度から国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の薬用植物資源研究センターの指導協力の下、陸別町に合う薬用植物の試験栽培を進めてきております。主な栽培品目につきましては、カンゾウ、キキョウ、キバナオウギ、シャクヤク、

オオブカトウキ、オタネニンジン、ダイオウ、ブシなど合計で21品目の栽培調査を行ってきております。また、令和2年度につきましては、基盤研の北海道研究部のほか道立総合研究機構林産試験場からトゲナシタラノキの栽培指導も受けている状況であります。

これまでの経過としまして、平成29年3月に中間報告として陸別に適合する薬用植物の栽培マニュアルを作成しまして、その後、平成30年と令和元年にそれぞれ薬用植物マニュアル2018、または2020を改訂版として作成してきております。そのほか、薬用植物の活用としましては、平成30年度からシソジュースの試作ですとかキキョウキムチの試作、キバナオウギの乾燥葉の活用、オタネニンジンあめ試作などを実施してきておりまして、令和元年度はキバナオウギ茶葉の試験販売、ニンジンあめの試験販売を実施しております。令和2年度以降は、オウギ茶葉の商品化、高麗ニンジンあめの商品化、その他調査研究を継続してきているところであります。

今後につきましては、議員もおっしゃるとおり、令和4年度につきましては、現状の栽培品目を管理しながら、薬用植物としての活用ですとか商品化につきましては、引き続き調査研究をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 分かりましたので、令和4年度はそのまま継続ということで、取りあえずミネラルウォーターについては、陸別の水は、私も飲んでるし、利用させていただいて非常においしい水ですので、今後ともPR活動を通じながら一生懸命取り組んでいきたいと思っております。

それと、薬用植物についてですが、先般の説明の中で、薬用植物関係については総額271万6,000円計上したとのことで聞いております。その経費の中に、商品開発の経費などは入っているのかどうか、この辺お尋ねいたします。

それと、私、車で薬用植物の畑を走ってみると、高齢の専門員の方の姿をよく目にしますが、行政の考えもいろいろな形であろうかなと思っておりますが、私は、そろそろバトンタッチをしながら、若い方に任せていくべきと考えております。私も民間会社に勤めまして、そのようなことを認識の上勤めてまいりました。若い世代へのバトンタッチについて、この辺の判断についてはどのようにお考えですか。

○議長（本田 学君） 副島総務課長。

○総務課長（副島俊樹君） 今年の予算の中に、施策ですとか研究関係の予算も見ております。製品検査ということで、成分検査ですとかといったものも予定してございます。

あと、ニンジンあめにつきましては、引き続き製造をする予定でございまして、委託料の中に含まれてございます。

以上です。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） まず、ミネラルウォーターに関してなのですが、コロナ禍にあってイベントや物産品の展示販売等の機会も少なくなっておりまして、在庫を多く抱えるという結果になっておりますが、議員御提案のように、とてもおいしいという評判もあります。販売はもちろん、PR用として、これからも有効に利用していきたいと思っております。

次に、薬用植物の関係ですが、議員御指摘のような御意見もいただいております。今後、現在の圃場の管理とともに、特に有用と思われる植物の育成や商品開発を行っていくことを目標として、この事業を進めていきたいと考えております。

また、若い人へのバトンタッチということですが、これまでも新事業支援推進員という地域おこし協力隊の方が勤務されてきましたが、これは専門的な知識が必要で、しかも畑作業も行わなくてはならないために、なかなか事業を引き継ぐということには至っておらず、非常に難しいことだと感じていますが、私も議員と同じ考えではありますので、いろいろと検討していきたいと思っております。

また、地域おこし協力隊の中から、お一人の方が町内で起業されました。これも一つの我々は成果と捉えておりますので、非常に喜ばしいと、そのように思っている次第であります。

○議長（本田 学君） 11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時13分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

61ページ中段から69ページ上段まで、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、同じく2款総務費2項徴税费、69ページ上段から3項戸籍住民基本台帳費、73ページ下段まで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、同じく2款総務費4項選挙費、73ページ下段から6項監査委員費、79ページ上段まで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、3款民生費1項社会福祉費、79ページ上段から88ページ上段まで。

7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 86ページの2目老人福祉費の12節委託料の説明の中の高齢者在宅支援事業293万円についてお伺いいたします。

もともとは生きがい活動支援事業の名で平成12年4月から在宅高齢者の介護予防の推進を図ることを目的として、自立した生活の確保に必要な支援を行うということでスタートしてきております。その間、いろいろな形の中で試みて、利用目的に沿って改善

を図ってきて進められてきましたが、よい方向で進むのですが、継続されず、非常にもったいない形でいつも終わってしまうというふうに聞いております。

今回、条例廃止の中で実態に合わせて廃止するということになりましたが、できれば、事前に時代を想定して、今後どうするかということが私は大切ではなかろうかと思っております。

それで、時代の背景はあるものの予防事業が条例から少しずつ姿を消していくということについてはちょっと寂しさを感じます。そういうことで、今後は利用者を含め、また働き手のない環境の中で雇用形態を持つ業者もいますので、今後は慎重に事業を進めていっていただきたいと思っております。

それで、まず1点目については、委託事業費の算出方法について、どのような形で出されているのか。それと、直工に対して経費率は何%ぐらい経費として見ているのか。

それと、次に、293万円の事業について副町長からお話しされましたように、無料で利用できるという説明がありましたが、改めて、内容についてもう一度詳しくお願いいたします。

それと最後に、本町におきましては、このような委託事業が結構ありますが、請負事業者との打合せ、協議等についてはどのぐらいの頻度で行われているのか、その3点についてお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） ただいまの御質問であります。議員のおっしゃっているとおり、先日の生きがい活動支援事業の条例の廃止をさせていただいた中に、現行やっている生きがいホーム通所事業というのがありました。その条例廃止の説明の中にも通所事業に代わる事業として要綱を立ててやっていくというお話をさせていただいたところであります。

まず、御質問の順番にお答えしますが、積算につきましては、かかる人件費、開催日数を一応月、金で考えておりますので、97日開催で計算、それに人件費を掛けた50%ということがまず一つ。それから管理運営職員、それから介助、調理員等の実際に現場で動いていただく方につきましては、97日掛ける時間単価で7時間分ということで、3人で計算をさせていただいてございます。経費率というお話でございましたが、諸経費につきましては、それぞれ実際にかかるであろう消耗品類ですとか、役務費ですとか、労務管理費をそれぞれ月額1万円という考え方で、3点ありましたので12万円ずつの36万円ということで、率と言われますと、逆算しますと15.6%から15.7%ぐらいに相当するかと思います。積算の内容としては、人件費と諸経費というところになります。

それから、無料で利用できるということでありまして、先日も要綱を定めていきながらということですが、まず事業の目的が、議員先ほどおっしゃっていたとおり、在宅で生活する高齢者が要介護状態になることを予防することとともに、高齢

者の閉じこもりの防止、それから交流を図るという大きな三つの柱がありますが、考えてございます。

実施主体としては陸別町でありますけれども、事業自体については社会福祉法人等に委託することができるというものでございます。事業の内容が、基本的に大きく変わるというかちょっと難しい言い方になりますが、条例の説明の際にも話しましたけれども、午前事業と午後事業という形に分けさせていただいて、午前につきましては、今までの生きがいホームと同じように健康チェック、それから運動機能向上及び生活相談の実施ということになります。午前事業の利用につきましては、基本的には食事もしていただくといい考え方がございますが、食事につきましては、最初から要らないと言われていけば、それはそれで構わないと思っています。午前事業の方につきましては、そういう事情がありますので、今までと同じなのですが、事前に登録をさせていただいて利用をいただくということになります。

それから、午後の事業につきましては、今までの生きがいホームで行っていた部分の趣味活動及び交流に関する提供ということと、その他の目的ということで、いわゆる閉じこもり防止ですとか、交流の意味合いを強く持っておりまして、ぷらっと来て、ちょっとお茶して帰るとか、ちょっと誰かとお話してみたいわという利用もできるというのが午後事業でありまして、事前の登録は必要ないということでもあります。ただ、当日来た方には一応何かの後の連絡のために利用台帳に名前を書いていただくという考えでございます。

また、午後事業もそうなのですが、この事業に、たまたま一つの例ですけれども、夏の暑いときに避暑のために、ふれあいの郷はクーラーがついていますので、ちょっと涼みに来るといいう利用でも全く問題がないかなと、午後事業に関してはそのように考えているところでございます。最初からそういう目的というか、織り込んではおられませんけれども、こういう交流が図られることでボランティアにつながったり、そういう交流が広がることでそういうものの醸成につながればいいなという部分もございます。

午後事業をやることに関しましては、今まではどうしても決まった人間のための事業ということになっていましたけれども、先ほど議員おっしゃったとおり、広く使っただけのようにということで、ターゲットとしてはおおむね65歳以上ですけれども、その中でも若い人たちに午後事業でもぷらっと来ていただいて交流をしていただきたいなというものでございます。先ほど言いましたけれども、開設日は、一応要綱上は月曜から金曜のうち、町長が別に定めるというふうにはしておりますけれども、基本的には月、金ということで、間に社協の各事業が大体水曜日で入ってきているということで、そこははずしてございます。

あと、午前事業に関しましては、食事ということも考えていますが、食事につきましては、利用料は別途事業者のほうに徴収いただいております。今のところ協議段階では、社協のサロン事業と合わせて500円とい

うことを考えております。

今申し上げましたとおり、利用料を無料にするということは、いわゆるぷらっと来てもらって、ぷらっとお茶して帰る程度の方にどんどん来ていただきたいということであり、利用料は無料にします。ただ、先ほども申しましたとおり、介護予防ということと交流で閉じこもりの防止なので、送迎というのは廃止をするということであり、また、利用料無料の背景には、実は送迎を廃止されて、例えば自分の足で来れない方がハイヤーを利用して往復400円、かかりますけれども400円で、今までだったら660円の利用料がかかっていた部分がありますので、そこで金銭的な話だけでも、一定程度緩和されるということと考えているところでございます。

最後の事業者との打合せは、コロナ禍が始まって、まん防とかという自粛が始まる前までは、月1回事業者との打合せを最低限やっていたところですが、緊急事態宣言以降、自粛をして以降、今止まった状態です。ただ、止まっているからといって情報の共有ができないわけではございませんで、必要があれば電話なり、定例ではなくお話をする機会は幾らでもあろうかと思うのと、今、利用されている方がたまたま福寿荘の利用者ともう一人ということで、状況はこちらも全員分かっている状況ということがあるので、ただ、だから打合せをしないということではございませんけれども、必要があれば協議できる対応でいるというところであります。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに。

1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） それでは、86ページの今と同じ12節委託料の高齢者在宅生活支援事業について、今理解できなかったことをもう一度お聞きしたいと思います。

昨年までは利用料1,000円かかっていたのを660円減らすということでした。340円が食費になるのか。でも今、利用料500円と言っていましたけれども、この500円というのは午前中から参加して昼食を取る人のみが500円必要なのか。昼食を取らないで午前中から参加する人は500円が要らないのかだとか。今、福寿荘から来ている人もいらっしゃると言っていましたので、福寿荘は御飯が出ますので、御飯は戻って食べるかと思えますけれども、その辺の金額の設定の仕方をもう一度お聞きいたします。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 1,000円という利用料につきましては利用料が660円で、生きがいホームは食事代込みの事業でしたので、340円を含んでの1,000円でした。今回、利用料を取らないというか、食費はもともと別、条例上には入っておりませんで、条例上入っていますけれども、食事代を含んだ1,000円でしたということで、利用料を取らないのですが、660円分はいただかないということと、食事につきましては、別途希望される方に支給するので、現物代だけ500円はいただ

きますということでありますので、食事を食べない方は無料でございます。

それから、福寿荘の方が食事というのは、その利用者の方が御自分で判断して、ふれあいでは食べると言えば前もって止めていますし、福寿荘に帰って食べると言えばそれはそれで構わないと思います。

なので、あくまでも利用料につきましては660円分の利用料を廃止するということが、食費については、今まで実費分ということで340円でやっていたものを、食べる方は500円をお支払いいただくという形です。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、同じく3款民生費2項児童福祉費、88ページ上段から93ページ下段まで。

1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） 93ページの17節備品購入費の管理用備品についてお聞きいたします。

この備品購入ですけれども、次年度から始まる1歳の受入れに対する必要な管理用備品という説明でした。今回保育所の入所が拡充されて、とてもありがたく思っています。1歳からの保育ということで、私たち保護者は満1歳からというふうに当初考えていたのですけれども、これを1歳6か月からになった理由についてお聞きいたします。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） ここは説明不足だったのかもしれませんがけれども、今まで2歳未満児を預かっていましたけれども、そもそも1歳児とは何ぞやといいますと、小学校から行くと小学校6年生、5年生、4年生、3年生とそれぞれ年度で言います。それがうちで言うと、5歳児、4歳児、3歳児、2歳児、1歳児となりますけれども、2歳児の中にも2歳の子ども、いわゆる小学校でいえば2年生という立場もいれば1年生という子もいるということは分かると思うのですけれども、今までも前の議会でも、どこの議会だったかちょっと忘れましたが、1歳児保育をやっていないわけではありませんと。満2歳になった子どもは基本的に定義上は1歳児になります、年度では。4月2日現在、小学校に入学できない子どもは、きりん組みにいるのと同じ考え方でありまして、今1歳児という扱いです。そして、それが今までは2歳にならないと受入れできないという形でしたけれども、要望もあるということと、基準的にも人員的にも可能であろうと1歳6か月からということで、範囲を6か月拡大したということで、実は以前の議会でも説明していたかと思うのですが、説明が足りなかったかと思いますが、そういう状況であります。入所の案内につきましても、皆さんにはそういうふうに御案内をしているところでもあります。ですので、そこの認識が最初から違ったということであれば、説明不足だったということで、申し訳ございませんけれど

も。

今回の1歳児につきましては、令和2年4月2日から令和3年4月1日までの間に生まれた子どもの中で1歳6か月に達した翌月、もしくは誕生日が1日であれば、その月からということになるということでございますので、年度途中で1歳6か月になる子どもが全員入れるということではないということであります。年度途中で1歳6か月になっても、いわゆる年度1歳児でない子どもについては、分かりますか、4月2日生まれの子ども、もしくは4月10日生まれの、令和3年の4月1日までに生まれた子以降は、4月2日に生まれた子どもについては、年度の1歳児ではないという判断なのです。分かりますか。そういうことなので、年度1歳児のうち1歳6か月に達した子どもが対象になりますよという整理です。

小学校や何かと同じ考え方です。ただ、同じ考え方ですけれども、小学校はその年になれば6歳、7歳になれば入られますけれども、うちの場合はなっても1歳6か月になってから入所していただくということでございます。分かっていただけかもしれませんか。

以上です。

○議長（本田 学君） 1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） ごめんなさい。すぐ理解できなかつたのですけれども、今入れなくても、今は2歳の誕生日を迎えた翌月から入れますよね。4月時点で入れなかつたとしても、2歳の誕生日を迎えた時点では入れるということになるのでしょうか。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 2歳というのがちょっと、いまいま1歳6か月になるので、おおむね2歳になったのが、年度1歳児なのかどうかちょっと分かりませんが、要は、令和2年4月2日から令和3年4月1日までの間に生まれた子どもがまず対象ですけれども、そのうちの1歳6か月を超えてから入所ができるということです。そこを理解いただければいいかなと思います。ですから、令和3年4月1日までに生まれた子どもは対象になりますけれども、4月2日に生まれた子どもも11月ぐらいには1歳6か月になりますが、その子はその年度の対象児ではないということになりますので、翌年度からの対象児になるという御理解をいただければと思います。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、4款衛生費1項保健衛生費、93ページ下段から101ページ下段まで。

6番多胡議員。

○6番（多胡裕司君） それでは、4款衛生費3目予防費の12節委託料の99ページの新型コロナワクチン接種事業についてお尋ねをいたします。

この中身につきましては、3回目の接種費用ということでもろもろで1,000万円と

いう内容のことかなと思われま。そこで、3回目の接種が始まっているわけなのですが、例えば陸別町の場合を申しますと、1月から医療従事者がスタートしていると思うのですが、現在なかなか接種が進まない理由、また、仮に私は昨年8月11日に2回目の接種を終わっていますので、単純に接種を終えてから原則6か月以上という記載がありますけれども、私が単純に思ったのは、8月に打っていれば2月にワクチン接種ができるなと思っておりましたが、8か月、6か月という基準を決定するのは、国なのか、うちの町村長なのか、誰がそれを決めるのか。

それと同時に、基礎疾患のある方なのですが、基礎疾患のある方に対して、いろいろな問題があって、その人の公表をできないのはもろもろ個人情報で分かるのですが、基礎疾患のある方がコロナ禍の中で一番死亡率が高いということで、この方々に対しての周知を速やかに進めてはいかかなという思いと、仮に、子どもの接種が始まると思うのですが、子どもの接種をどのような形で周知徹底を図っているのか。親御さん、また子どもたち、また世の中の接種状況を見ながら進めていく形なのですが、これも打つ人は打つ、打たない人は打たないという形になると思いますので、そこら辺の周知と。

それと、4回目の接種が8月からスタートするなどという情報もございます。枠にとられることなく、例えば隣町は、高齢者と同居している家族は同時進行で接種しています。そういうことも含めて、高齢者が先ですよ、同居している家族は後ですよといっても、同居している高齢者を病院まで乗せてくるわけですから、足寄町はいいことを考えたなという思いでおります。だから、別にとられることなく、過去の1回目、2回目、3回目も見ながら今後進めていってほしいなという思いと。

それと、陸別町は遅いよという町民が多くおられます。どうして遅いのか、ワクチンが来ていないのか、また打ち手が大変なのか。それと同時に、基礎疾患のある方は自分のかかりつけ医で打つわけですから、そういう方もどんどん先に接種していけば、この打ち手の負担が減りますから、そこら辺も含めて、もう少し陸別町に合ったワクチンの接種をしていければ、今後、町内におけるコロナ感染も減ってくるのかなと。また、安心安全が図られるのかなと、町民の皆さんの命を守れるのかなという思いでおります。そこら辺も含めて御答弁ください。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 議員御指摘のとおり、陸別町はスタートも遅かったということもありまして、他町に比べても少し遅いということは申しわけなく思っているところですが、接種の時期につきましても、国は当初8か月ということをやっておられて、それで全ての準備を進めてきたというところから、7か月だの6か月だのという話になって、現在は6か月という話になっております。

町もできる限り対応できるように接種券の発送等を行いたいというところですが、いかんせん、予約枠がありますので、接種券を全体的に一斉に発送してしまいます

と、接種が早い人が先に打てなくなるという実態もあるということと、多分予約がパンクしてしまうというか、つながらないという苦情が逆に出てくるだろうということから、順次接種した順から一定程度まとめて予約枠に合わせて接種券を発送しているということで、また、高齢者、医療従事者を優先して進めているので、一般の方につきましては、そういうことで予約の混雑を回避するということもあるということで、順次発送していることで遅くなっていることで御迷惑をおかけしているところは申し訳なく思っております。

誰が決めているのかということではありますが、エビデンスは国が指し示してきておりますけれども、実際に町が行うに当たって、唯一の医療期間である診療所で行うということにしておりますので、医療機関側との協議をしながら、一般外来を止めない、いわゆる今回のコロナの最後の防疫ともなる発熱外来とか救急外来等も止めないでやっていくための人数枠を設けてやってきているために、人数が絞られていると。ただその中でも、日曜日に大人数の接種を月1回、2月も行いました、3月もこれから、4月、5月とやっていく予定ですが、1日180人規模の接種を行って、少しでも他町に追いつくという気持ちではないですが、皆さんの希望に応えられるような体制を組みたいと考えております。

基礎疾患のある方ということで、議員おっしゃっていましたが、個人情報関係でこちらのほうから何か情報を発信するということではできません。ですが、自己申告で、俺どこどこで打ちたい、私どこどこで打ちたいので、打ってくれることになったので、接種券くださいという申告があれば、もちろんお出しするというので、周知につきましては、見ていただいているかどうかも含めますと、実は3回目の接種が始まってから、既に12月末から毎月のように5回ほど回覧を出させていただいております、議会後、予算が通り次第になりますけれども、あさって18日の発送でまた6回目のPRをするところでございますけれども、その中で、基礎疾患につきましては、2回目でしたか、2月4日の便で陸別町外で接種を希望される方へという内容で説明もさせていただいているところでございますので、あと、ホームページも更新しながら周知をしているところでございます。

それから、さきもお答えさせていただきましたが、もっと早くということで、現在も診療所と、もう少し人数を増やせないかという協議もしています。ワクチンが今後変わってくる見込みもありますので、そこら辺も含めると、必然的に接種人数も変わってくるかと思っております。できるだけ町民の皆さんの期待に応えられるように進めたいと思っております。

以上です。

○議長（本田 学君） 6番多胡議員。

○6番（多胡裕司君） 本当にそうですよね。班回覧を見ても、陸別町外の施設や病院等で接種を希望される方は、先に発行できる可能性がありますので、保健福祉センター

まで御連絡くださいと、確かに書いてあります。この項目を網かけにして、もう少し分かりやすいようにして出すとか、基礎疾患のある方が一番死亡率が高いわけですから、そういうことを思うと、別な病院で打ってくれるわけですから、ここの病院は助かるわけですから、そういうことも積極的に出して、一日も早く陸別町の接種率を上げる。そこら辺を僕は希望します。

本当にいろいろな形で、いろいろな町村の事例を見ながら、どうしたら陸別町の接種が進むのか、また町民の命、財産を守れるのかということの要件を考えて、今後3回目の後半もしくは8月に予想される4回目などということもありますので、そこら辺も含めて町民の皆さんに周知徹底を図っていただきたいと思います。

終わります。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 周知につきましては工夫をしながら、ただ、全部の情報を盛り込むとまた混乱してしまうということになるので、ピンポイントで周知をしていきたいと思いますが、肝心な部分が分かりやすいという部分の周知はしていきたいと思います。

それから、先ほど答弁で漏れたと思いますが、足寄町の例がありました。足寄町の場合は、最初から多分それをやっているということがありますので、今、陸別でそれをやっても、接種時期が、高齢者が早く、同居の人は遅いということになりますので、接種券だけ行っても予約ができないということで、また、紛失したただの何だのというものも結構あるので、そういうことを防ぐためにも、順次発送を始めてしまった以上はこの形かなとは思っておりますが、これにつきましては検討させていただきます。

以上です。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） ちょっと補足をしたいと思います。

陸別町はワクチン接種に関しましては、個別接種で唯一の診療機関である診療所を使ってやっているわけなのですが、次長とちょっとかぶることがあったらお許しいただきたいと思うのですが、まず、先ほども話がありました、通常の診療を午前中にやって、発熱外来を午後3時から午後4時まで確保した上でワクチンの集団接種の時間を午後1時から午後3時までとし、そして診療所で対応できる範囲で実施しているというのが現状であります。3回目の接種は1月7日から、1回目、2回目の接種順と同様に医療従事者から始めまして、次に施設入所の高齢者、次に施設入所以外の高齢者と順に御案内と予約を受付ながら接種を行っているところであります。したがって、8か月前に接種した方から御案内するために、接種しない人が出ない限りなかなか前倒しするというのは難しいというのが正直なところであります。

現在は、月1回程度ですが日曜日の集団接種も実施しまして、少しでも前倒しができるようにしていますが、看護師の人数が不足している中、日程調整に苦慮しているとい

うのが正直なところであります。また、ワクチンにつきましては、国から都道府県に配分がありまして、その中からさらに陸別町分が配分されてくるということになっています。余分にワクチンが届いているわけではありませんので、計画的に接種していく必要があるということも御理解いただきたいなと思います。しかしながら、議員おっしゃるように、安全安心を守れる範囲でできるものであれば、接種率を上げていく努力をしていきたいと、そのように思っているところであります。

○議長（本田 学君） ほかに。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは、99ページ、同じく4款衛生費の3目予防費19節扶助費についてであります。

特定不妊治療費助成金90万円についてであります。この助成事業は今年度と同額の予算規模になっておりますが、まず、助成の内容と今年度の助成実績をお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 特定不妊治療助成につきまして、現在の不妊治療の助成内容ということですが、本町の特定不妊治療助成事業は、北海道の特定不妊治療費助成事業実施要綱で定められた対象者のうち助成の決定を受けたものが対象ということで、道の決定を受けて助成を受けている方が対象ということになります。

助成事業の内容というのは、具体的なことではなくて、体外受精と顕微授精に限った助成となっているところです。それから令和3年度の実績は、現時点ではありません。

以上です。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 最近の情報なのですが、国のほうでは、今年4月から保健福祉センター次長が説明された内容を含めて、診療報酬の改定に合わせまして、少子化対策の一環として不妊治療に当たる部分についても公的医療保険の適用にするという情報があるわけですが、助成事業を踏まえた内容になっているのかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 不妊治療は、令和4年4月からお見込みのとおりに医療保険に変わるということでありまして。当初予算が90万円というのは、現在の予算をそのまま計上しているということでありまして、医療保険に組み込まれることは織り込み済みではありますが、予算をゼロにするのではなくて、何らかの助成をしていきたいということがあります。例えば、先ほども言いましたけれども、体外受精と顕微授精ということに限らず、そのほかの横出しの、いわゆる不妊の検査だとか、薬物治療だとかという部分に対しても助成ができないかということで、予算を担保しているところでもあります。

以上です。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 予算を担保しているということで全て了解できるところでありますが、今回、公的医療保険の対象になった場合に、一般の薬剤も対象になるのだらうと思います。その際、恐らく専門医の診断書が一つの要件になるのだらうと思います。そういうことを含めまして、助成の範囲が拡大していくのだらうと思っておりますが、そのような理解でよろしいでしょうか。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 町として何らかの助成をするということになりますと、基本的には、現行で道が行っている事業がベースになると思いますが、現状のニーズだとか実態を把握しながら考えていきたいということでもあります。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、同じく4款衛生費2項清掃費、101ページ下段から5款労働費、107ページ下段まで。

7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 107ページの3目雇用再生対策費の18節負担金補助及び交付金の地元雇用促進事業1,040万円についてお伺いいたします。

この事業は、平成26年よりスタートされまして、定住化促進、雇用促進を目的として実施されてきました。この中で3点ほどお伺いしたいのですが、まず1点は、今回この事業に対する改正される要因についてお伺いしたいのと、あと、年齢の引き上げについてはどのようなものが生じたのか。それと最後に、今回から移転費用について廃止となりましたが、これは今まで申請された方というのはどのぐらいいたのか、その辺、3点についてお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 今村産業振興課長。

○産業振興課長（今村保広君） まず、地元雇用促進事業でございますが、今回、要綱を大きく改正する予定でございますが、中身としまして、実は現在、令和3年12月まで約125名の助成を行っております。そのうち様々な理由で約55名の方が残念ながら退職になってしまうという実態でございます。

資料と一緒に御覧いただきたいと思いますが、資料ナンバー47を御覧いただきたいと思っております。ここでございますが、できるだけ長く雇用していただくということで、今まで1年間で支給させていただきました助成金を2年間にわたり長く支給していただく。その代わりに、助成の総額につきましては、資料の中段に書いておりますが、今までは1年間で60万円でしたが2年間で72万円と、総額では増やしてございます。今言った改正の要因としましては、なるべく長く勤めていただくということ

と、あと、御質問にございました年齢のことでございますが、この要綱ができた平成27年に年齢要件というのを一旦制定しております。その年齢要件につきましては、当時は若年者を優先しようと、若年者の雇用対策をしましょうということで強化したということで、年齢要件を平成27年に決めております。

今回、それから年数がたちまして、町内の雇用状況はもとより、全国的にもいろいろ変わっておりまして、人材不足というのが非常に激しくなりまして、できるだけ幅広い世代の方にこの助成金を対象にしたいということで、退職まで3年以上あるという方であれば60歳まで認めましょうということで、幅を広げたということでございます。

もう一つ、御質問にありました移転費用でございますが、移転費用につきましては、これも平成27年に制定させていただきました。現在までに1件のみの支給となっております。こちらのほうの理由でございますが、多くの会社等に確認しますと、会社とか法人それぞれが独自のルールで移転費用があるよということで、重複の支給を避けるという意味で今回このようなことにしております。

以上でございます。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費、107ページ下段から5目農地費、115ページ下段まで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、同じく6款農林水産業費1項農業費6目営農用水管理費、115ページ下段から8目農畜産物加工研修センター管理費、121ページまで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、同じく6款農林水産業費2項林業費、122ページから126ページ中段まで。

7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 124ページの1目林業振興費の18節負担金補助及び交付金の中の補助金の林業担い手対策推進事業1,854万9,000円の中の林業機械整備事業の1,500万円についてお伺いいたします。

まず初めに、本町において、該当する会社というのは何社ぐらいあるのですか。

○議長（本田 学君） 今村産業振興課長。

○産業振興課長（今村保広君） 本町においては、5社の事業体が該当すると思います。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） そうなると、今回機械導入に向けて1,500万円ということで、全ての会社が該当するということになりましたら、重なった現象が起きてくるのではないかというふうに思われますが、その辺の枠組みというのはどういうふうに考えて

いるのか。

それと、次に確認したいのは、これは確認ですけれども、機械等及びリースについては、あくまでも同じ金額の枠の範囲であるということによろしいですか。

それと三つ目、例えばリースの場合、稼働に応じて出来型部分の請求をその都度するような形になってくると思いますが、その辺の提出についても、その都度中間で提出してもいいのかどうか。そういうことで、この3点についてお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 今村産業振興課長。

○産業振興課長（今村保広君） 譲与税事業で実施する予定でございます林業機械等の購入でございますが、今年度は2分の1という範囲内で、500万円上限で約3事業体を想定しております。正式にそれぞれの事業体に確認しているわけではございませんが、いろいろな実態調査などを令和3年に行っておりまして、現状でどのような計画があるのかというようなことも大まかには相談などで情報は確認しております。したがって、3件でございますが、新年度ということで、これから事業体にそれぞれにお話をさせていただいて、それぞれ事業の趣旨を理解していただいて、予算では3事業体でございますが、その中で今年度はやらないというところも、できれば話合いで4事業体目が現れるかもしれないので、そのようなときはまた御相談させていただきたいと思っております。

その次に、リースの扱いでございますが、事業体の中では、機械を購入するところのみではなくて、リースで短期間で支払われる事業体もございまして。リースの期間も様々な期間がございますので、公平性を大切に、2分の1の範囲で補助金額500万円ということを利用していただきたいと思いますというところでございまして。したがって、リース期間でリースが2件、3件に分かれるとか複数に分かれるというようなことも、総額合わせて1事業体500万円とそのように考えております。

以上でございます。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） リースの場合、部分稼働時間に対して途中で請求するというのもできるのですか。

○議長（本田 学君） 今村産業振興課長。

○産業振興課長（今村保広君） これから実際の要綱は煮詰めたと思いますが、できるだけ幅広い対象をリースのほうにも救いたいと思っておりますので、短期間の部分稼働などについても、この辺は相談でございますが、事業体が早くに精算したいということでございましたら、その範囲内ですることができるように考えたいと思っております。

以上でございます。

○議長（本田 学君） この款は昼からも続けますので、ここで昼食のため1時まで休憩します。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

午前中に引き続き、6款農林水産業費2項林業費、122ページから126ページ中  
段まで。

1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） 先ほどに引き続きまして、1目林振興費18節負担金補助及  
び交付金の林業担い手対策推進事業についてお伺いたします。

先ほどの説明で、大体の事業内容は理解いたしました。一つだけ確認したいことが  
あるのですけれども、説明の中で、5年で500万円という話があったのですけれど  
も、一つの会社が5年間をまたいで2分の1の補助で500万円まで使えるというこ  
とでよろしいでしょうか。

○議長（本田 学君） 今村産業振興課長。

○産業振興課長（今村保広君） 先ほどの林業担い手対策推進事業の特に林業機械の導  
入に關しましての件でございますが、5年間で500万円の上限というのは、これは今  
年度で一発で500万円を請求される方もいますし、対象事業が今年度なくて来年度  
に、例えばリースであれば200万円、再来年度の4年目で300万円というようなこ  
ともいろいろ想定しておりますので、公平性の面で5年間の一区切りで1事業体500  
万円で、年度割などにつきましては上限の範囲内というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（本田 学君） 1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） ということは、今年から使い始めた会社はこれから5年間、  
今年使わないで来年度に初めて使った会社は、来年度から5年間ということによろしい  
でしょうか。

議長すいません。もう一つ狩猟費について聞いたかったのですけれども、最初に質問  
を忘れたのですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（本田 学君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時02分

再開 午後 1時02分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） では、このことについてお聞きします。

○議長（本田 学君） 今村産業振興課長。

○産業振興課長（今村保広君） 5年間の区切りでございますが、5年間というのは令  
和4年スタートの令和8年で、ここで一旦この事業の500万円の2分の1について  
は、考え直そうというか事業効果などを見極めましょうということで、この5年間の中  
ということなので、始めるのが遅いリース料が5年間続くということではございませ

ん。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、7款商工費、126ページ中段から131ページ中段まで。

1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） それでは、商工費について三つお伺いいたします。

まず一つ目が、127ページの2目商工振興費の18節負担金補助及び交付金の商工振興事業についてお伺いいたします。商工会で出していた資料は61です。算出表を見ると、事務局長の人件費について大幅な減額になっておりますけれども、今までは役場の職員が局長として商工会に出向していましたが、今回退職するに当たり新たな役場からの出向はないものと考えてよろしいでしょうか。

それと二つ目に、出前タクシー推進事業についてお伺いいたします。今回タクシー事業が予算で出ているということは、通年で行っていくというのかなか、お聞きいたします。

それと三つ目に、131ページの5目消費者対策費についてお伺いいたします。今まで消費者セミナーのくらし塾などを行っていましたが、今回もこのことについては大幅な減額になっておりますけれども、今後何か違ったやり方でやるのか、今までどおりでただ単に減額したのか、お聞きいたします。

○議長（本田 学君） 今村産業振興課長。

○産業振興課長（今村保広君） 今回三つ質問いただきましたが、まず一つ目の質問を飛ばしまして二つ目の質問から答えさせていただきたいと思っております。

出前タクシー推進事業につきましては、大変評判がよかったということで、通年を今考えております。

次に、消費者対策事業につきましては、御質問にございましたとおり、今年度は大きく縮小いたしますが、実際に消費生活相談員が陸別町に今まで来ていただきましたが、案件がここ数年で相談件数が1件とか少ない。これは陸別町だけではなく、ほかの町も確認したところ、同じような感じでかなり少ないと。陸別町につきましては、相談員の方が現在札幌から来ておりますが、わざわざ来なくてもその方とのつながりもありますし、なおかつ実際の窓口としましては、その方がたまたま来ているときに相談を申し込むのではなく、町民がいつ発生するかも分からないので、役場の担当者が開庁時の平日につきましては常時課内で相談を受け付けるという体制にしまして、日にちをあえて設定しておりません。

同じくくらし塾の関係でございますが、平成21年からくらし塾でいろいろ町内で活動していただいておりますが、現在2名の方で、実際に活動的にはいろいろな制約があるということで、その団体の今後につきましては、例えば今までは交付金の団体という

ことである程度活動に制限があったものもありますが、今後につきましてはもっと自由な中で活動していただいて、例えば町がバックアップできる場合は、その都度その都度いろいろ判断していきたいと思えます。もっと活動を自由にしていただくということと、くらし塾の実際の実動員が減っているということが現状でございます。

以上でございます。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 1件目の商工会の補助金関係であります。

局長につきましては、これまで町の職員を派遣しておりまして局長の職に就いていたわけですが、現在派遣している職員については、令和4年3月31日で退職となります。これを受けまして、昨年12月ですが、商工会の補助金に関する要望書の提出を受けておりまして、その際に人件費に対する補助の要望がございました。その商工会の要望に応じまして、新年度の当初予算において必要予算を計上したという状況であります。

以上であります。

○議長（本田 学君） 1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） 商工振興事業については、理解いたしました。

出前タクシー事業なのですけれども、今、大変好評だということで、これはとても便利な事業で、飲食店の方の売上げにもつながっていることと思えます。しかし、このシステムを理解している人となかなか理解していない人がいます。今までは期限を切って行ったりしていたのですが、今年は通年で行いたいということですので、コロナ禍でお店を休んだり開けたりという、ちょっと不順なところもありますけれども、4月からは元に戻ってくると思えますので、またこれをもっと皆さんに利用できるように、もう一度町民の方に周知していただけるようお願いいたします。

それと、消費者セミナーですけれども、長いこと地道に活動していただいて、先生も遠くから来ていただいてとても感謝しているところです。広報にも消費者セミナーのコラムみたいなものがあるのですけれども、これはとてもタイムリーな消費者の話題などが載っていてとてもためになるところもありますので、ぜひ先生とつながりを持てるのなら、こういうところにコラムを書いてもらうなり、続けていってほしいと思えますのでお願いいたします。

以上です。

○議長（本田 学君） 今村産業振興課長。

○産業振興課長（今村保広君） 出前タクシー事業につきましては通年になるということで、改めて町民の皆様にも、当然知っている方もおりますが、まだまだ知られていない部分もあるかと思えますので、商工会を通じていろいろPRなど、年度当初からできるように実施したいと思えます。

消費生活相談につきましては、今までの相談員には遠方から来ていただいて、付き合

いも長い方でございますので、その方に協力していただくという今までのスタイルも若干取りながらも、新しい方向で町民にとっていい方向で進めたいと思います。

以上でございます。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、8款土木費、131ページ中段から140ページ下段まで。

1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） それでは、135ページの橋りょう維持費の14節工事請負費と道路新設改良費の14節工事請負費についてお伺いいたします。

135ページの道路橋りょう工事についてですけれども、資料に4か所の橋りょう工事の位置が出ていますけれども、このうちの一つを取り上げて、通学橋についてお聞きしたいと思います。通学橋ですけれども、とても狭くて、これから施設の工事とかが数年後に始まるという話も聞いていますけれども、今回の修理に関しては、道路の幅を広げるとかというのではなく、あくまでも補強的な工事なのでしょうか。

同じく、道路新設改良費の工事請負費の道路橋りょう工事の道路整備工事ですけれども、東1条仲通り、町道駅南通りなど3か所の工事が上がっていますけれども、この工事の東1条仲通りは通学路になっていると思うのですけれども、工事の内容についてお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） それでは、まず、橋梁のほうの通学橋の工事の件につきましてお答えいたします。今回、通学橋の橋梁の長寿命化工事ということで計上させていただいておりますが、工事の内容としましては、あくまでも既存の橋梁の長寿命化を図るための修繕工事というような内容になっておりまして、点検結果を基に橋梁の伸縮装置と言われる継ぎ手部分ですとか橋面の舗装、また橋を支えています支承の補修工事が主な工事となっております。ですので、今の現状から拡幅されたりとか、新たに橋を建て直すような工事内容にはなっておりません。

以上です。

続きまして、4目道路新設改良費の中の東1条仲通りの工事につきましてですが、これは過去から継続して計上させていただいておりますが、学校のほうからの舗装の改修工事を行って、水たまりができていたりとか、凸凹しているというような地元からの声もあったものですから、それで舗装の改修工事を行いまして、学校のほうから順次進めてきている中での今回の位置の部分での工事となっております。引き続き、維持補修も含めまして子どもたちの通学に支障のないような形で対応していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、9款消防費、140ページ下段から144ページ中段まで。併せて、194ページから197ページまでの消防費負担金の内訳も参考にしてください。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、10款教育費1項教育総務費、144ページ中段から151ページまで。

7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 151ページの4目スクールバス運行管理費の17節備品購入費の公用車1,169万6,000円について、2点ほどお伺いいたします。

関連質問になりますが、重機械もそうですが、このようなバス購入についての指名会社といますか、多分これについても指名競争入札になると思いますが、現時点で指名願いというのは、このような場合においては何か社ぐらいいるのか。

それと、例えばこの手のバスを直近で2年前に購入されておりますが、大体どのぐらいの落札率で契約されているのか、その辺もちょっと気になっておりますのでお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 副島総務課長。

○総務課長（副島俊樹君） スクールバス購入の入札の関係でありますけれども、町内の2業者を予定しております。

また、令和2年度に同様にスクールバスを購入しておりますけれども、町内にその当時は3業者ありまして、町内3業者指名入札で、落札率は98.7%でございました。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、同じく10款教育費2項小学校費、152ページから3項中学校費、159ページ下段まで。

1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） それでは、小学校、中学校共通なのですけれども、12節委託料の学校施設維持等委託業務についてお伺いいたします。

今年度より、教育長の執行方針でありましたけれども、障害就労支援員を雇用するということでもありますけれども、委託業務については入札行為になると思うのですけれども、この条件も含むということで委託の条件としているのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（本田 学君） 空井教育委員会次長。

○教育委員会次長（空井猛壽君） ただいまの御質問であります。まず障害者支援法

に基づく雇用については小学校のみとなりますので、中学校につきましては従来同様の取扱いとなります。

今回の障がい者を雇用する雇用の委託をするに当たって、事業者のほうで一定程度考えを持っていただいて、それに基づく予算計上ということで、こちら側から人数ですとか働く時間帯ですとかといった基本的なところは提示しておりますけれども、障がい者を雇用するに当たっての条件につきましては、受託される事業者のほうにお任せをしているというような状況でございます。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、同じく10款教育費4項社会教育費、159ページ下段から165ページ上段まで。

1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） 1目社会教育総務費の17節備品購入費についてお伺いいたします。

備品購入費は、学童保育に使う一輪車という説明でしたけれども、一輪車については子どもたちはとても喜んで教室の中でも乗っていて、ちょっと危ないなと思いながらも楽しんでいるのは理解しています。学童の教室というのは人数に対して少し狭いのではないかなというのは、前から私も言ってきたのですが、コロナになって、換気面で、学童の教室は窓があって、反対側は人が出入りする小さなドアしかないような造りになっていまして、換気をしてなかなか空気が抜けにくい状況にあると思います。それで、空気清浄機などは設置されているのかどうかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 空井教育委員会次長。

○教育委員会次長（空井猛壽君） 学童保育所でありますけれども、残念ながら空気清浄機のほうは設置しておりません。

○議長（本田 学君） 1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） それで、備品購入費として提案なのですが、今年度ですかね、コテージでも各部屋にすごく立派な大きな空気清浄機を置いていまして、それはウイルスだけではなくて臭いやほこりまで取ってくれるというとても優れたものを各コテージに1台ずつ配置しています。ぜひ学童保育にもそのような空気清浄機で子どもたちの健康を守っていくために、これを購入してはどうかと思いますけれども、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 空井教育委員会次長。

○教育委員会次長（空井猛壽君） 購入してはいかがかという御提案でございます。残念ながら、今回の当初予算には盛り込めておりませんが、今後必要性があれば、導入も検討していきたいなと考えているところでございます。

参考までに情報を提供させていただきますが、令和4年2月の学童保育の利用実績を

お知らせしたいと思います。2月中は18日間開設していきまして、登録者数が現在27名。2月の利用状況を見ますと、日平均で19.8人ということで、多い日が27名、少ない日で13名という結果であったことを併せて御報告をさせていただきたいと思ます。

○議長（本田 学君） 1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） 今の答弁にありましたように、普通の教室よりはかなり密になる時間が多いと思いますので、空気清浄機の件も、これから検討していただきたいと思ます。

以上です。

○議長（本田 学君） 空井教育委員会次長。

○教育委員会次長（空井猛壽君） 貴重な御意見としてお受けいたします。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、同じく10款教育費5項保健体育費、165ページ上段から172ページ下段まで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、11款災害復旧費、172ページ下段から13款予備費、173ページまで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、歳出全般について行います。ただし、科目を区切ったの質疑は終わりましたので、その範囲を越えて他の科目と関連あるものに限定します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 以上で、歳出についての質疑を終わります。

次に、歳入の逐条質疑を行います。

歳入の事項別明細書は、12ページからを参照してください。

1款徴税費、12ページから13ページ上段まで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、2款地方譲与税、13ページ上段から12款分担金及び負担金、16ページ中段まで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、13款使用料及び手数料、16ページ中段から20ページ中段まで。

1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） それでは、二つ質問したいと思ます。一つ目は、17ページの衛生使用料1節保健衛生使用料の公衆浴場使用料について、二つ目は、7目教育使

用料の関寛齋資料館入場料についてお伺いします。

まず、公衆浴場使用料についてですけれども、これは前にも何度も言っているのですけれども、今は公衆浴場の入場料は多分450円だと思います、北海道の料金で。以前にもこの料金を安くして、今は70歳以上は100円ですけれども、一般の町民も300円ぐらいに入れるようにしてはどうかというのを以前もお願いしてきたのですけれども。

今の予算は、多分高齢者が6割ぐらい、一般の人が4割ぐらいで算出していると思いますが、ここを一般の人が300円にしても、その減収の分は来てくださる利用者増を考えても、さほど差額は出てこないのではないかと思うのですけれども、若い人たちも交流できるような公衆浴場にするために、値段を安くする考えはないかお聞きしたいのと。以前、回数券を出すという話も出ていたことがあるのですけれども、それについても考えがあるのかどうかお聞きいたします。

それと、関寛齋資料館ですけれども、なかなかコロナ禍で資料館を訪れる人も少なくなってはきていますが、関寛齋は、言うまでもありませんが本町の開拓の祖であり、医療などにも尽力した偉大な人です。そして今、私たちはコロナ禍で苦しんでいますけれども、関寛齋時代にもコレラが大流行して、それを防疫して成功させたという偉業を果たした人でもあります。今だからクローズアップして、関寛齋に敬意を払い、彼の業績を皆さんに知ってもらうためにも、何か活動をしていってほしいと思います。

昨年、関寛齋の紙芝居を小学校で何度か見せてもらったそうですけれども、子どもたちも、それを機に関寛齋にすごく興味を持った子たちがいたという話も聞いています。

それで、資料館を訪れる人たちがもっと、見るだけだとなかなか意識を深めることができないのですけれども、それにオーディオガイドといいますか、そういうものもあります。携帯のアプリを使って、携帯を持っていれば、その場所に行ったらその番号を押せば、説明や時代背景などを聞けるだとかというアプリもありますし、例えば私が調べた中では、ほかにもポケット学芸員というのがあって、それもアプリを開くと、文字ですけれど、この人の話など置いている展示物の背景などのことを調べられるというアプリもありますので、そういうものを利用してみてはと思います。

そして、先日の谷議員の一般質問にもありましたけれども、看板の設置なども考えて集客につなげていってほしいと思いますけれども、その辺についてお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） ただいまの公衆浴場の料金の関係で、確かに過去の議会でもそういうお話があったかと思いますが、基本的には道の公衆浴場の関係の費用で料金を設定させていただいて、70歳以上の高齢者につきましては高齢者施策として100円でお風呂に入っているところがありまして、これは費用的には、自分のところでお風呂に入るより、はるかに掃除も含めて水道代も含めて、段取りも含めると相当安価で入られているということで喜んでいただいているとは思

ます。一方で、それ以外の方々に対する単価を安くしてということは、もちろん検討材料には以前なっておりますが、基本的にはもともとが浴場がないと困る方々の湯ということで考えられて設置されていて、法律に基づいて、道の単価ですけれども金額が決まられているということで、町としての独自の減額は今のところ考えてはいないところです。

回数券につきましては、回数券ではないのですが、入浴券ということで、陸別に工事だとかで来られているの方々に対しては事業所の要望で、金額は変わりません、入浴券というのをお出しして、お金は一回一回いただかないで、会社から最終的に精算をしていただくという方法は取らせていただいています。

回数券についても、検討した経緯があるのですが、実際の効果がどれだけあるのかということと、検討の中には、例えば親子の日を設けるとかということもあって、まだ検討が全部終わったわけではありませんけれども、随時研究はしていきたいというふうに考えているところで、現在のところ料金を改正するという予定はありません。

以上です。

○議長（本田 学君） 空井教育委員会次長。

○教育委員会次長（空井猛壽君） 2点目の御質問にありました関寛齋資料館の関係でございます。

紙芝居のことについて触れていただいて、大変ありがたいと思います。昨年9月と記憶しておりますが、小学校低学年、中学年向きに社会教育指導員、そして職員が児童の皆さんに紙芝居を实际使って演じさせていただきました。いずれにしても、素人がやっているもので、どれだけ子どもたちに伝わったかどうか分かりませんが、令和4年度で紙芝居の作者でありましてプロの紙芝居家の方を、コロナが終息すればの話になりますが、終息できれば、その方を招聘して、实际プロの演技を子どもたちに披露していただけたらなということで、必要な予算を計上させていただいたところでございます。

御提案のありましたオーディオガイド等の導入に関してでありますけれども、現在、関寛齋の顕彰活動につきましては、町内団体を援助する形で支援をさせていただいているところであります。それらの活動を通して、関寛齋資料館の来館者もコロナが開けた暁には裾野が広がるのではないのかなと考えているところでございます。

トラベルオーディオの導入に関しましては、検討の余地はあろうかなと考えております。しかしながら、現在職員が配置できておらず、それから入館料の管理については観光物産館に委託をしているというところもありまして、現状ではこれ以上、委託者側の観光物産館に負担をかけるのは難しいだろうという判断をしておりますので、取り急ぎというか、早急にトラベルオーディオ的な機材を導入する予定は、現時点では持ち合わせておりません。

以上です。

○議長（本田 学君） 1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） 先に関寛斎資料館の件についてですけれども、今委託しているということですが、トラベルオーディオの導入に管理してもらっているところの手間はそんなにかからないと思うのですよね。W i - F i さえつながっていれば、どこの観光地もそうですけれども、わざわざ一人一人対応しないので、自分たちがやるという形ですので、早急ではありませんけれども、今後また検討して行ってほしいと思います。

顕彰会の人たちもなかなか御高齢になってきまして、その都度その都度呼ばれてガイドするとこともかなわなくなってくることもあると思いますので、考えて行ってほしいと思います。

あと、入浴についてですけれども、共同浴場組合とかに入っているわけではないので、別に金額は自由にできると思います。町営で450円を取っているというところも、温泉でないところではなかなかないのかなと思っております。まして、北海道は浴場協同組合みたいところは入浴料がとても高いのですよね。できれば、陸別もいろいろな政策があって恩恵を受けてはいますけれども、またそこではなかなか恩恵が受けられない50代、60代の退職した人たちにも気持ちよくお風呂に入ってもらえるように、今後も検討を続けて行っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 入浴料金が、言ってしまえば、高いという概念にはもちろんあるかと思うのですが、先ほども言いましたとおり、誰でも御自由にどうぞという感じの施設ではもともとないということと、できれば安くはしてあげたいということはあるのですが、ただ、ずっと安くしていくという趣旨のものではないと思っています。

実は入浴している方々というのが、人数的にはこのところ年間8,500人程度、7,000人台のときもありますけれども、ここ3年間は8,600人程度で推移しているということと、私、出口付近入り口付近でよく見かけますが、結構見たことのない方も来ていただいて喜んで入っていただいているというのがありますので、一概に安くするという考え方ではなくて、もうちょっとPRをして使っただけということ、よく保健センター周りや診療所に大きなトレーラーが止まっているのを見たことがあるかと思うのですが、ああいう方も利用していただいているというのがありますので、そういう方々にも喜んでいただけるようなものにはしていきたいということで、料金についてももちろん頭の片隅には必ず入れておくということですが、何分政策的なものにもなるので、私からはこの程度にさせていただきます。

以上です。

○議長（本田 学君） 空井教育委員会次長。

○教育委員会次長（空井猛壽君） まず、オーディオガイドなるもの、私も何となくイメージがあまりついていなくて大変申し訳ないのですけれども、現状で導入が可能かどうかという検証する時間もいただいて、有用であれば導入に向けて検討を進めていくというような形を取りたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに。

4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） さきの議員の質問と併せてなのですけれども、関寛齋については、教育長の教育行政方針にもあるのですけれども、結局、積極的でないのですよね、今の答弁も聞いていて。その辺は歴史的な人を、自分たちももちろんそうだけれども、多くの人に見てもらおうというのは、そういう宣伝があまりにも少ないと。だから利用料も18万円ぐらいしか入ってこないのかなと思っています。そして関寛齋の偉業というのは、コロナの時期、先ほどの議員も言っていましたが、そういう中での感染症に対する偉業というのは、今後、全国的にも認められるようになると思うのです。そのためにも陸別の宣伝というか、きちんと重点的に取り組むという姿勢が答弁では少なかったような気がしますので、その辺は教育長の考えとして大いに。

顕彰会等で、あいさんのお墓なんかにしてもあるけれども、ああいうものもきちっと表示されていないのですよ。資料館の立派なオーロラタウン93の中に入っている、それすらも本当に入り口が狭いから、来た人たちは何の資料館かもよく分からないと。その辺をきちっと、今後関心あるようなものも含めて、これは予算のほうにもなろうかと思うのですけれども、こういうものを積極的に増員できるような、収入を得るような方法を取るような考えをもう一度聞きたいと思うのですけれども、どんなものですか。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 関寛齋資料館も含めて、町の文化財等を含めても、私としては重要な陸別町の財産の一つだというふうに考えています。決して軽視しているわけでもなく、あそこの場所にあれだけの施設を関資料館として建設して運営しているということは、町としてはそれなりに力を入れているというものであるのかなと思っています。ただ、長い年月をかけられて、あそこの施設全体が、当初の状況から物産館ができたか、いろいろな施設も周りにできてきて、関資料館がちょっと奥まった形の中でなかなか見えてきていないという状況も確かなのかなと思っています。

以前、オーロラタウン自体が情報的には大きな改修があるのではないかという情報も入って、それを機にいろいろな見直しができるのかなというふうに思っておりましたけれども、その後大きな改修がないということでもありますので、今後につきましては、教育委員会所管でありますと、公民館が老朽化している、それから旧中斗満小学校にある郷土資料室がありますけれども、あれらも含めて事業を見直ししていかなければならないというふうに思っておりますので、細切れで経費のかけ方が無駄になってもいけない

かなというふうに思っておりますけれども、その辺、今後数年後を見据えて、どのような形がいいのかということも考えていきたいというふうに思っております。

関寛齋の収支につきましては、顕彰会の協力を得ているところでありますけれども、私としては、一昨年から紙芝居を作って、まずは子どもたちにも十分知ってもらいたいということから、その辺、底辺から十分学んでいただきながら町民の意識を高めていきたいということも含めて実施していきたいなというふうに思っておりますけれども、ただ、現実的に即効性のある入館料でどんどん多く来てもらうというところがまだできていないということでありますので、この辺はもう少し関係者とも相談しながら創意工夫に励んでいきたいというふうに思っております。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 教育長はそういう考え方でどんどん進めていってほしいと思うのですが、歴史を振り返るといふ形の偉業をやるけれども、基本的に多くの人に来てもらうということは観光の問題だと思うのですね。

今、教育長が言ったように、いろいろな面がありますけれども、例えばテレビで連続になった「なつぞら」がああいうふうにオーロラのところででっかく写真があって、あるいはサイロがあるとかというふうに観光の一つとして関寛齋もきちっと取り上げるように、簡単に言えば、観光協会等にも御尽力いただくような形であれば顕彰会とも結びついた活発な集客ができるのではないかと思いますので、その辺、観光協会の組織ともいろいろ話をして観光の形を取れるような、これはもちろん予算のほうに入ると思うのですけれども、いずれにしても多くの人に知ってもらうということは今の時代では。

豊頃も僕、行ってきましたけれども、二宮さんのああいう偉業もきちっと宣伝されるというか、それを取り上げているという形は学んだ上で、陸別も。今回高速の下りるところにできたお菓子屋、簡単に言えば、音更の道の駅も結局はそういうものを利用して、道の駅に集客できるように「なつぞら」の歴史的な鹿追の画家の人のあれをやるかという、そういうものをどんどん発信していけば、今後、興味を持つというのではなくて、陸別を知る上での形も取れると思うので。

その辺を十分考えて、予算の中では審議されなかったけれども、少しでも収入という、言い方はごついかもしれないけれども、少しでも多くの人に知ってもらうのだという動きはしてほしいと思うのですけれども、よろしくお願いします。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 議員のほうから、観光の面でもお話がありましたけれども、私は所管ではありませんけれども、関寛齋資料館も含めて、陸別町にはほかにも、よそにはないりくべつ鉄道がありまして、日本でも有数な天文台があるだとかいうことがありますので、単体だけでなく、関連づけていきながら、陸別に来てもらって、来てもらったら、これとこれとこれがあるよということをいろいろとうまく関連づけていけば、より多くの集客力があるのかなというふうに思っておりますので、その辺、関

係者、関係団体とも協議していきながら、よりよいものにしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、14款国庫支出金、20ページ中段から15款道支出金、28ページ中段まで。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは、21ページの2項国庫補助金1目総務費補助金1節総務管理費補助金についてであります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5,643万円についてお伺いいたします。

地方創生臨時交付金は、これまでに交付されたものを合わせますと3億円を超えるほどの事業規模になるのではないかと思っております。新年度分が既に当初予算に組み込まれておりますが、過去の例を見ましても、このような事業でも対象になるのだというように思いもある中で、今年度の対象となる事業が既に議員協議会において実施計画が示されておりました。その中で参考事例を参照できるようになっております。その中の対象となる事業の多くに他の支援施策の対象とならない、または超える部分についての要件が課されております。これは具体的にどのような場合を指すのか。

それから、今回の実施計画の中に地域交通確保事業などがありますが、これは新型コロナウイルス感染症の感染拡大前から実施されていた事業であります。これも対象になるのか、まずお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 副島総務課長。

○総務課長（副島俊樹君） ただいまの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の関係でありますけれども、まず5,643万円というのは、昨年12月に国の補正予算により当町に割当てられた額でありまして、全額が令和4年度繰越ということになっております。この中で、全額が交付を受けられるように国の事例集に該当する事業について実施計画を作成しているところでございます。新型コロナ感染対策についてはこれだけということではないのですけれども、このような形で、額については以前お配りした資料にはそれぞれ充当額は記載しているのですけれども、それをびたびたいくいということではなくて、今のところ、こういうことで予定をしたいということで上げているものであります。

他の支援施策に該当しないというのは、ほかの国の補助事業ですとかといったものに該当しないということで考えております。

それと、前からある事業に充当できるかということなのですが、年度年度で予算立てをしている事業に対して新型コロナウイルス対策という事業の位置づけで充当することは可能というふうになっておりますので、そのように取り扱っております。

以上です。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の最初の頃の私の認識では、新たな事業でかつ既存の事業であれば事業量を増やすというのが一つの要件だったと思うのですが、今、総務課長の説明では、年度ごとに事業立てできたものは対象になるというような答えだったとっております。

それで、これは私の認識の間違いかもしいのですが、実施された事業については、事業の評価を公表することになっていたのではないかと考えておりますが、これまでもう既に2億円を超える事業が終わっていると思うのですが、これらは随時事業の評価が公表されているのか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 副島総務課長。

○総務課長（副島俊樹君） 国のほうで取りまとめておりまして、それぞれ国に報告して国のほうでポータルサイトで令和2年度分までは公表されているということでございます。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、16款財産収入、28ページ中段から19款繰越金、33ページ中段まで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、20款諸収入、33ページ中段から21款町債、39ページまで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、歳入全般について質疑を行います。ただし、科目を区切った質疑は終わりましたので、その範囲を越えて他の科目との関連あるものに限定します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 以上で、歳入の質疑を終わります。

次に、第2条、債務負担行為、第3条、地方債についての質疑を行います。7ページから8ページまでを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、第4条、一時借入金、第5条、歳出予算の流用についての質疑を行います。1ページを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 最後に、議案第22号全般について行います。

質疑はありませんか。

2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） 一般会計全体ということで、これに関しては町長にお伺いできればいいと思うのですけれども、こうして新年度の予算が上がったところであります、町政執行方針でもあったとおり、陸別町の今後の財政の面で新年度の予算がこうして審議されているところなのですけれども、実際にいろいろな歳出歳入といったものがこういうふうな中で動いていて、実際、その前に職員数の定数の条例の改正であったり、いろいろな面で住民サービスが滞りないように、または町外の方が楽しめるようなオーロラセンターであったり銀河の森のコテージもそうなのですけれども、もちろん必要なサービスを停滞させないような予算が考えられて出来上がってきたと思います。

そういった中で、報酬の中にもありましたとおり、実質単年度収支のマイナスというところでありまして、それに関していうと、陸別町におきましてこれからこういった方向性で、ビジョンでというか、私の質問もそういった意味で企業の誘致であったり、前回の一般質問の中でもそうでしたが、まちづくりの補助金のことで尋ねさせていただいたのですけれども、こういった形で役場であったり、私たち一町民として参画していけばいいのか、そういったところのビジョンのようなものの考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 今までの御審議の中でも、決して町の財政が楽だということではなくて、大変だということで御説明申し上げていますが、ただ、いろいろな意味で今決してきゅうきゅうしているわけではございません。これは長いスパンにわたって、今やらなければならないことというのはあぶり出してやっていかなければならないのですが、この間もちょっと話をしたかもしれませんが、これから間違いなくやらなければならないというのは、やっぱりゼロカーボンだとか地球環境、あとSDGsは待ったなしで、次年度まだいろいろ調査段階のこともありますから予算化はしていないのですが、待ったなしで取り組んでいかなければならない。そして、刻々と変わる町民ニーズや移住定住に関しましてもよそからくる人たちのニーズなども把握していかななくてはならない。

それと、今一番危惧しているのは、ロシアのウクライナの侵攻で、かなり世界の、この前も話しましたが、秩序等々経済も含めて、いろいろな意味で、私は転換期になると思います。これが落ち着いてからどういうふうになってくるのかというのは、あまりいい話は決してないと思うので、そこら辺も重々頭に入れながら真剣にまちづくりを状況も踏まえながらしていく必要があるのではないのかなと、そのように思います。

全て皆さんの要望のことをやっていけば、それはもちろんいいのは間違いはないのですが、きちっと財政のことも見つめつつ、まちづくりを進めていきたいと、そのように常々考えております。

○議長（本田 学君） 2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） 一般会計全般といったところで町長の考えを聞かせていただい

てありがとうございます。一般質問という形の自分からの提案でこういうことしたらどうですか、こういうことに、先ほどのような補助金の使い方だったりといったことを上げるぐらいですから、自分の中でも頭をこねくり回してもどうしても基金の取崩しという状況が続いておりますので、そういった面も含めて町長のお話を聞きたいなと思いついて、ありがとうございました。

○議長（本田 学君） ほかに。

6 番多胡議員。

○6 番（多胡裕司君） それでは、歳入歳出全般でお尋ねをします。

本当に今年度の予算が決まりました。地方交付税の減税から厳しい状況には間違いありません。一般基金からの繰入れもありまして、少しずつ食い込んでいっているという現状かなと思っております。今後の5年後、10年後の陸別町を見据えた場合に、やはり基金がなくなって行って、人口が減って行って、少しずつ小さな町になっていくのではないかなという思いもあります。ここで頑張らないとならないという時期に来たのですけれども、やはりコロナの3年間というのが一番影響があるものだと私は思っています。

今、町長からあったように、ロシア、ウクライナ問題、これが私ども酪農家の飼料の3割以上がウクライナから来ているということで、今年度は非常に飼料の高騰も続いています。燃料も上がっています。ビニール製品、全てにおいて、今年は肥料ももうありません。商社の肥料が1本もなくて、ホクレンの肥料しか物がないということで、2番草以降の肥料の確保が非常に難しいという現状もあります。

そういう中で、令和3年の陸別町の酪農家は40戸です。40戸で約4万2,000トン、年商にして60億円、職員60人。それが5年度を見据えた中でいくと、酪農家戸数でいったら30戸、畜産でいったら五、六戸になっていく現状だと農協も認識をしております。

その中で、予算の中にもあったのですけれども、新規就農者ですとか、いろいろな財源がございましたが、その確保もなかなか難しいと。新規就農者を入れるのもなかなか難しいといった中で、ここは知恵を出し合って、陸別の農業は基幹産業の一番の基ですから、ここをどうするといったら、浜中町みたいに研修牧場を設けて、それで新規就農者が集うとか。そこまでいかななくてもいいから、大きな牧場をもとに新規就農者を入れて、そこで研修をさせて各牧場に送り込んでいくとか、いろいろな面でいろいろな知恵を出し合って行ってほしいなと思っています。

それと、今回、私、残念だったのは、予算の中にくべつ牛乳の製造がありません。それと同時に、消費拡大についての予算もございません。やはり酪農の町ですから、そういった各町村を見ていても、ほとんどの町村が牛乳の消費拡大、砂糖の消費拡大、米の消費拡大には熱心に取り組んでおります。今年の今回の予算の中には陸別町はなかったということで、今後、若い世代が頑張っていけるような、そういう形を町村としてみ

せてほしいなということと同時に、人口減少というのが一番の原因かなと思っています。

私は、先般の職員条例の改正のところで厳しい意見を申しました。あれもやはり持論だと思っています。200町歩の50年生の山を持っている。これはやはり町民の財産ですから、そこら辺も上手に使わせていただいて、町民のために何ができるのか。木を切ったら、切りっ放しではなくて植林をしていく。植林は最高何町植えられるのだと。そうしたらその限度まで木を切って、その財源を充てるとか、いろいろな方策で何か知恵を出し合ってほしいなという思いであります。

私は、皆さんと違って大誉地小中学校で育ちましたので、大誉地小中学校は学校林がございました。もともとの学校林という形がございました。それは、私の先輩方が木を植えて、それを伐採して、その収益を学校の全て町民の皆さんに還元して、私はトラリ地区ですけれども、トラリ地区でも学校林の恩恵を受けて、自治会にそういうお金が入っていました。そういった形で、子どもたちの将来を見据えて、子どもたちに植林をさせて、その財源を二十歳の祝のときに充てるとか、町民の皆さんに10本でもいいから植えてくださいと、そうしたら10本分を何年後には還元しますよというぐらいの何か町民が総出で木を守る、森林を守る、また環境を守るとか、何かそういう形でいろいろ知恵を出し合って農業、林業、商工業、全てに立ち向かってほしいなという思いであります。

朝、議長と若干雑談をしたのですけれども、町内で健康面を不安視されて1件の飲食店がなくなりました。あそこのラーメンをもう一回食べてみたいなという思いにもなりました。そういう形で、その飲食店を救って、誰かが来て昔の懐かしい味を引き継いでほしいなという思いもありますし、そういういろいろな形でこの町を見た中で、難しいことかもしれませんが、いろいろな財源を活用して、過疎債を活用して、町長のきらりと光る元気なまちづくりでないですけれども、そういった面で、コロナを見据えた中で本当にここが一番の辛抱ではないかと思っておりますけれども、副町長、町長、どうですか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） いろいろな御提案も含めてありがとうございます。

まず、牛乳の件から話をしたいと思うのですが、令和3年度の牛乳の消費拡大で、利用数は会議の全般の配布で148個、1万4,060円、ロビーで配布しておりますのが443個の4万5,870円ぐらいですか、あと観光協会の実施する鉄道乗車キャンペーンでの牛乳消費拡大対策での配布が1,749個、15万4,185円、合わせて2,340個の21万4,115円となっています。また、会議等では6万円から10万円に増額したところです。観光協会の配布は、令和2年から2年連続で実施しております。

町としましては、町内の牛乳、乳製品の取扱店、また牛乳を中心に乳製品を販売している、個人販売店もありますので、そこら辺にも町としてはやはり配慮が必要でないのかなと思っています。あと、会議やロビーでの配布はもちろんですが、新年度も観光協

会のイベントで消費拡大の協力をお願いしたいと考えていますが、その他の町内イベントなどでも実行委員会などに配布などの依頼をしていきたいと考えています。また、例年ではJA陸別町からの御寄附によりまして、町民にロビーで無料配布していますが、その辺も情報をいただきながら長いスパンで多くの方に牛乳を消費していただける方法も検討して、必要に応じた予算の確保に努めていきたいと考えています。また、町民の皆様にも広報等を通じまして、これからも消費拡大の協力を呼びかけていきたいと思っています。

また、森林に関する話で、議員おっしゃるように、町有林もなかなかこれから代々守っていけないというような民有林の持ち主の方々もいらっしゃいますので、ほかの事業所等で購入できないようなものは、できるだけ町として町有林を増やして、そしていろいろ事業量等も増やして、地元の事業者にも行くようにということで考えておりますが、これからも伐期等を計算しながら計画性を持って推し進めていきたいと考えています。

また、人口減等、これはなかなか難しく克服していけないことなのですが、ただ、先ほども言いましたように、すごく今、過渡期であると。私は、これがまたチャンスだというふうに捉えているのですが、例えばSDGs、ゼロカーボンにしましても、都会の行政、また事業所というのは、なかなかカーボンをゼロにする資源は持ち合わせていないわけなのです。こういう過疎地というのが今そういう資源がたっぷりあるということで、これからうまくそこら辺を地方創生と絡めながら、いろいろなよその行政機関とか事業所とか法人等々と絡めていければ、面白いまちづくりができるのではないのかなど。

それから、いろいろなそういったことで、これからまたいろいろ明るみに出てくる材料もありますので、そこら辺も十分前向きに調査しながら、町がずっと萎んでしまうのではなくて、関さんが開拓してくれた町ですから、持続可能な限り我々努力していかなければならないと、そのように思っています。

また、こういった機会でも、いつの機会でもいいですから、いろいろな皆様方からもお知恵を拝借したいと、常々そのように思っているところであります。

○議長（本田 学君） 6番多胡議員。

○6番（多胡裕司君） 本当に、ここが将来に向けての考えどきの年かなと思っています。今年度の8月には日本で五本の指に入る最大規模のバイオガス発電もします。酪農家戸数が減るということはバイオガスは動きません。ここら辺も酪農家戸数を見据えた中でしっかり対応していかなかったら、750キロのモーターを回すことはできないと私も思っています。私の牧場も協力するつもりではいます。町内全体で考えた中で新規就農者も含めた中でバイオガス発電、町も4億円を出しているわけですから、しっかりとバイオガス発電のまずは売電を進めていくと。もし売電能力が上がれば、水素ですとかいろいろ形が取れると思います。今、町長が言ったようにいろいろな考えが出てくる

と思います。だから、まずは基幹産業の農業、林業、商工業をきっちりとした形で守り抜いていくというのが一番の原点だと思っていますので、どうか新年度が今始まろうとしています、いろいろな考えでしっかり頑張っていってほしいなと思っています。

終わります。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議員おっしゃるように、もちろんしっかりと守っていくつもりでありますし、ただ守るだけでなく推進的な考えも持って進んでいきたいと、そのように考えています。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで、議案第22号についての質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第22号令和4年度陸別町一般会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（本田 学君） 起立全員です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

2時25分まで休憩します。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時23分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、議案第23号令和4年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計予算の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算のうち、歳出全般について行います。

事項別明細書は、10ページから17ページまでを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、歳入全般について行います。

事項別明細書は、7ページから9ページまでを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、第2条、歳出予算の流用、第3条、一時借入金についての質疑を行います。

1ページを参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 最後に、議案第23号全般について質疑を行います。ただし、歳入歳出に区切って質疑を行いましたので、歳入歳出の両方に関連している場合に限り  
ます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) これで、議案第23号についての質疑を終わります。  
これから、討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。  
これから、議案第23号令和4年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計予算を採決  
します。  
この採決は、起立によって行います。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(本田 学君) 起立全員です。  
したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。  
これから、議案第24号令和4年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予  
算の質疑を行います。  
第1条、歳入歳出予算のうち、歳出全般について行います。  
事項別明細書は、11ページから18ページまでを参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 次に、歳入全般について行います。  
事項別明細書は、7ページから10ページまでを参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 次に、第2条、地方債についての質疑を行います。  
4ページ、第2表を参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 次に、第3条、一時借入金についての質疑を行います。  
1ページを参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 最後に、議案第24号全般について質疑を行います。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) これで、議案第24号についての質疑を終わります。  
これから、討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第24号令和4年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(本田 学君) 起立全員です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第25号令和4年度陸別町簡易水道事業特別会計予算の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算のうち、歳出全般について行います。

事項別明細書は、9ページから13ページまでを参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 次に、歳入全般について行います。

事項別明細書は、7ページから8ページまでを参照してください。

3番久保議員。

○3番(久保広幸君) それでは、8ページ、8款1項町債1目1節簡易水道事業債について御質問いたします。

地方公営企業法適用化事業1,220万円についてであります。大きな金額であります。この事業は総務省通知などによりまして実施されるものであります。一般財源を合わせますと1,229万8,000円を財源として水道施設台帳データ等の整備が行われるものと理解しております。この後に審議されます公共下水道事業特別会計においても同様のことであります。地方公営企業適用化事業は、考えるところによりますと事業の会計処理を公営企業会計に移行しようとするものだろうと考えております。この事業は法令で決まっているわけではあります。取り組むということの目的ではあります。導入する先に国は何を見据えて取り組ませようとしているのか、どのようにお考えかお伺いいたします。

○議長(本田 学君) 清水建設課長。

○建設課長(清水光明君) 今回、公営企業会計は、総務省のほうから平成27年、さらに平成31年と通達があった中で、平成31年の際に人口3万人未満の市町村に対しても水道会計、簡易水道会計及び下水道会計について公営企業化をするよう要請されてきているわけなのですけれども、国から示す目的としましては、現在、人口減少が続いている我が国であること、またインフラの部分において老朽化が進んできて、今後、更新等が必要になってくること、あと国及び地方公共団体を含めまして財政的な厳しい状況にあることなどから、今後、会計処理について公営企業会計を導入することできちん

とした経営を目的とする経営戦略の策定を行いながら中長期的な事業の継続をするよう求めてきているものであります。これを示すということはメリット、デメリットはあるかもしれませんが、皆様に価格の適性化をお示ししたりということができるというようないかに国のほうではなっております。

以上です。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 目的についてお答えいただいて、これから私が申し上げることは、答弁しづらいことになるかもしれませんが、統一された会計基準を導入するということは、自治体間の経営状況の比較が可能になると。これは一般会計でも過去にそういう導入があるのですが、比較が可能になると。可能になったその先には、北海道とか特に過疎地には似合わないことではあります、広域化や民間事業者の活用というものがその先にあるのではないかと考えているわけではあります、いかがかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） 今、議員のほうからお話がありましたとおり、国の総務省のほうで示している中には、今おっしゃられたとおり、水道法などでも広域化を今後進めるようにというようなことで、現在、道内の関係については北海道が中心になって調整していただいているような状況ではあります、日本全国の中で北海道は近隣町村との距離感もあってなかなか広域化が難しかったりというような部分が課題にもなっているのが現状であります。

この辺につきましては、新たにソフト面ですとか、委託の面で業者委託への統一をしてやるだとか、多方面で薬品なんかの共同購入ができないかですとか、いろいろな形で北海道が中心になって道内で検討中ではあります。この辺についても今後課題になってきますし、先ほど民間活用の部分も出てきておりました。先ほど言ったような形で、委託も含めた形での民間活用についても今検討されてきているところであります。今後この辺につきましても当町のほうでもさらに引き続き北海道の下で検討していかなければいけないことかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 会計の統一的な基準を導入することについては、同じような目的で平成29年度に統一的な基準による地方公会計に基づく財務諸表の公表が義務づけられておまして、今日に至っているわけではあります、私が考えるところに、公会計の導入によって町の財政の改善に寄与できたとは全く思えないわけではあります、今回の地方公営企業法の適用化事業についても、同じような轍を踏むのではないかと考えているわけではあります。国の法律がそういうことではありますから、お答えしづらいことではあります、そのことについてもどう思われているかお伺いしたいと思います。

また、この事業の財源のほぼ全てが地方債の起債で賄われることになっておりますが、これに係る国の元利償還に対する地方財政措置であります。これはどのようにしているのかお伺いたします。

○議長（本田 学君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） それでは、私のほうから元利償還金含めました財政措置につきましてお答えさせていただきたいと思っております。

今回、地方債を予算のほうで計上させていただいておりますが、総務省のほうでもこういった公営企業への適用に関する経費について、地方債の適用をした場合について、元利償還金の一部について一般会計からの繰入れを対象としまして、簡易水道であれば、元利償還金の2分の1に繰り出した額の100%を普通交付税措置するというような形で示されております。必要にかかった経費の全てではないですけれども、国からもそういった地方交付税措置がされているような状況であります。

私からは、以上です。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 議員から御質問の公会計の関係も含めまして今回の地方公営企業法の適用化事業をやっても効果がないのではないかというお話ですが、実際、私も議員と同じ考えであります。ただ、これは法のほうでやりなさいということですからやりますが、実際に積算をした中で、町民に過大な負担がかかるようなことがあっても困りますし、先ほど言われましたように、民間企業に委託してできるかということ、この小さな町で民間企業がやっても、民間企業が町と同じような事業を自分の経費でできるかということ、それはできないと思っております。委託料で全て払ってやるのであれば、町と両方で今までどおりやったほうがきっと経費的には経常化できるのではないかというふうにも思っております。ただ、一応今の実態と全国的な中でどれだけの費用がかかって、どれだけの本来の費用負担が必要なかということは、調べておく必要も当然あると思っておりますので、これについてはそのような考えで調査研究等、あと、先ほど課長も言いましたように、全道的な取組についても注視しながら進めさせていただきたいなと思っております。

以上であります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） ただいま副町長がお答えになられた件につきましては、そういうことだろうと思っております。ただ、新たな統一的な基準に基づく公会計を入れた場合、当然、原価計算を行いますので、これが水道料金の値上げに結びつく心配をしております。ただ、上げるということは持続性を持たせるということですから、全く否定できるわけではないのですが、料金の引き上げが心配されると。

それからもう1点、建設課長がお答えになられた財政措置であります。元利償還金の50%を繰り入れて対応していいということであれば、今の地方債の7割より逆に悪

いということになって、残りの5割は特別会計で自賄いせいということになるのかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） 私のほうから、まず財政措置の関係なのですけれども、私のほうの説明が足りなくて大変申し訳ありません。今回、企業会計への移行に係る経費に関しての財政措置ということでありまして、期間が定められておりまして、そもそも移行しなくてはいけないのが令和5年までで、令和6年からスタートできるように令和5年までの間で移行するようというようにことで位置づけられておりまして、令和5年までの間の企業会計への移行に係る経費について財政措置が行われるというような形になっておりますので、企業会計に移行して以降についての財政的な措置云々については、先ほどの答弁とはまた別な話になっております。

以上です。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 料金の引上げになるのではないかとということですが、先ほどもお答えしましたが、大きな額の引上げ等については、非常に危惧をしているということでもあります。当然、恐らくなのですが、今のまま行っても料金を上げないと原価計算には間に合わないものだと思いますので、その辺については、さらに町の政策的なものも必要になってくるかなとは思いますが、まずはどのような状況になるのかを調査することが先かなというふうに思っております。

以上であります。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、第2条、地方債についての質疑を行います。

4ページの第2表を参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、第3条、一時借入金についての質疑を行います。

1ページを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 最後に、議案第25号全般について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで、議案第25号についての質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第25号令和4年度陸別町簡易水道事業特別会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(本田 学君) 起立全員です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第26号令和4年度陸別町公共下水道事業特別会計予算の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算のうち、歳出全般について行います。

事項別明細書は、10ページから14ページまでを参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 次に、歳入全般について行います。

事項別明細書は、7ページから9ページまでを参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 次に、第2条、地方債についての質疑を行います。

4ページの第2表を参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 次に、第3条、一時借入金についての質疑を行います。

1ページを参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 最後に、議案第26号全般について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) これで、議案第26号についての質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第26号令和4年度陸別町公共下水道事業特別会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(本田 学君) 起立全員です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第27号令和4年度陸別町介護保険事業勘定特別会計予算の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算のうち、歳出全般について行います。

事項別明細書は、11ページから19ページまでを参照してください。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは、2点お伺いたします。まず1点目は、12ページからの歳出の2款保険給付費の全般についてでございます。2点目は、同じく14ページの2款保険給付費の6項特定入所者介護サービス等費1目特定入所者介護サービス費18節負担金補助及び交付金であります。

最初に、1点目の保険給付費全般についてであります。これは介護職員などが、いわゆるエッセンシャルワーカーと言われている職種であります。処遇改善として国は新年度の9月まで、これは事業者に補助金を交付することで処遇改善を行うと。ただし、10月分以降は介護報酬を増額することで賃上げに対応するとしております。そのようになりますと、2款保険給付費を増額することになりますので、その財源の半分は被保険者が負担する保険料ということになると思います。保険料につきましては、当町の現在の基準額は月額5,700円ですが、これは昨年引き上げておりますので、3年間に変更できないことになります。したがって、歳出は増えることになりますので、財源としての介護給付費の準備基金を繰り入れて対応せざるを得ないのではないかと考えておりますが、いかがかお伺いたします。

2点目ですが、同じく保険給付費の特定入所者の介護サービス費は、いわゆる捕足給付と言われるものでありまして、今年度の予算が1,822万6,000円ということになります。これは介護保険制度の利用者で低所得者に関する居住費や食事代を補助するものでありますが、昨年8月に制度改正が行われておりまして、国は、年金などの収入、それから預貯金などの資産要件を厳しくしております。

そういうことで、それまでの対象者、例えば預貯金でしたら550万円とか500万円というあまり大きな数字ではないものを限度に置いておりますと同時に、収入も120万円を超えれば該当し、これに引っかかってしまうと思いますので、一般的な厚生年金の受給者であれば対象になってしまうのですが、新年度予算額で1,822万6,000円ということで、今年度の補正額とほぼ同額の予算になっております。対象者も43名という説明でありました。先ほども申し上げましたように、それまでの対象者でこの制度の改正によって捕足給付を受けられる対象から外れる方がおられるのかについて、2点お伺いたします。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 介護職員の処遇改善に向けた補助金というのが、今、議員のお話ししたとおり、介護報酬を改定して対応するとして検討されているところで、まさに議員のおっしゃったとおりの流れでいこうということ考えております。

当初予算につきましては、前年度の実績、見込みを含めて予算計上しておりますので、給付費にももちろん盛り込まれていないので、御質問のとおり、もし給付費に影響が

出るということになりましたら、当然ながら、給付費の補正を行わなければならないということになります。給付費に対する財源として、それぞれルール分の歳入があって、そのうちの保険料分が不足するとなれば、お見込みのとおり準備基金から取り崩して使うということになります。

それから、特定入所者の件でございますけれども、今、議員がおっしゃったとおり、当初予算で人数をそのように見込んでおまして、例年大体50人とか四十何人とかという数字できていましたが、去年の改定で影響を受けた人数というのが3人いらっしゃいます。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、歳入全般について行います。

事項別明細書は、7ページから10ページまでを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、第2条、歳出予算の流用、第3条、一時借入金についての質疑を行います。

1ページを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 最後に、議案第27号全般について質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで、議案第27号についての質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第27号令和4年度陸別町介護保険事業勘定特別会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（本田 学君） 起立全員です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第28号令和4年度陸別町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算のうち、歳出全般について行います。

事項別明細書は、9ページから10ページまでを参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 次に、歳入全般について行います。

事項別明細書は、7ページから8ページまでを参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 次に、第2条、一時借入金についての質疑を行います。

1ページを参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 最後に、議案第28号全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) これで、議案第28号についての質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第28号令和4年度陸別町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(本田 学君) 起立全員です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第9 議案第29号

---

○議長(本田 学君) 日程第9 議案第29号令和3年度陸別町一般会計補正予算(第11号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長(野尻秀隆君)〔登壇〕 議案第29号令和3年度陸別町一般会計補正予算(第11号)ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億7,406万8,000円とするものであります。

内容につきましては、副町長から説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） それでは、議案第29号の説明をさせていただきます。

議案29号令和3年度陸別町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

これより、事項別明細書によりまして説明をいたします。

歳出、5ページをお開きください。

2、歳出であります。3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は、19節扶助費、身体障害者更生医療給付費でありまして500万円の増額の補正であります。

今回の補正につきましては、透析患者の医療に係る給付におきまして、入院された方がおりまして医療費が大幅に増額になったことが要因であります。今議会中にありました1月分の給付費で約400万円の請求がございまして、既定予算に明らかな不足が見込まれますことから補正しようとするものであります。

以上で歳出の説明を終わります。次に歳入の説明に移ります。4ページを御覧ください。

1、歳入につきましては、10款1項1目地方交付税、特別地方交付税の500万円の増額の補正であります。普通地方交付税は、議案第5号におきまして確定額で予算を計上いたしましたので、今回は特別交付税により措置するものであります。特別交付税の予算措置額につきましては、合計で1億8,500万円となります。

以上で議案第29号の説明を終わります。以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（本田 学君） これから、議案第29号令和3年度陸別町一般会計補正予算（第11号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第29号令和3年度陸別町一般会計補正予算（第11号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あ)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第10 意見書案第1号

---

○議長(本田 学君) 日程第10 意見書案第1号選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書の提出についてを議題とします。

事務局長に意見書の本文を朗読してもらいます。

○事務局長(庄野勝政君) 平成30年2月に内閣府が公表した世論調査では、夫婦が同姓も別姓も選べる選択的夫婦別姓制度の導入に賛成・容認と答えた国民は66.9%であり、反対の29.3%を大きく上回りました。特に多くの人々が初婚を迎える30～39歳における賛成・容認の割合は84.4%にのびります。

しかし、現行の民法では、婚姻時に夫婦のいずれか一方が姓を改めることと規定されています。このため、社会的信用や実績を築いた人が望まない改姓をすることで、自己同一性を喪失し苦痛を伴う、一部の資格証では旧姓の使用が認められない、姓を維持するために法的な保障の少ない事実婚を選択せざるを得ないなどの問題が生じています。

政府は旧姓の通称使用拡大の取り組みを進めていますが、ダブルネームを使い分ける本人の負担のみならず、企業・行政による管理コストの増大、ダブルネームの悪用への懸念、海外での業務や生活への支障といった通称使用の限界が指摘されています。もっとも、氏名は個人の尊厳や人権に関わるものであり、旧姓の通称使用は根本的な解決策にはなりません。

令和3年6月、最高裁判所大法廷は、平成27年12月の判決に続き、夫婦同姓規定を合憲と決定する一方、夫婦の氏に関する制度の在り方は「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」とし、再びこの問題の解決を国会に委ねました。しかし依然として国会での議論は進んでいない状況です。

家族の在り方が多様化する今、国民の価値観の変化や世論の動向および最高裁判決の趣旨を踏まえて議論を進め、適切な法的選択肢を用意することは、国の責務であると考えます。

よって、陸別町議会は、国会および政府に対し、選択的夫婦別姓制度にかかる議論を積極的に行うことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和4年3月、北海道足寄郡陸別町議会議長、本田学。

以上です。

○議長（本田 学君） 提出者の中村議員から趣旨説明を求めます。

1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君）（登壇） 意見書案第 1 号選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書の提出に当たりまして、提案理由の趣旨説明をいたします。

現在の婚姻制度では、男女が結婚するときは全ての夫婦は必ず同じ氏を名のらなければなりません。選択的夫婦別姓制度とは、このように夫婦は同じ氏を名のるという制度に加えて、希望する夫婦は結婚後もそれぞれの結婚前の氏を名のることを認めるというものです。もちろん選択的な制度ですから、全ての夫婦が別々の氏を名のらなければならないというものではなく、これまでどおり夫婦が同じ氏を名のることも当然できますし、夫婦が互いに結婚前の氏を名のることも認めるという制度です。

平均初婚年齢が 30 歳前後の現代において、婚姻前に信用、実績、資産を築く人が増えています。改正によって、これまで築き上げてきたキャリアに分裂が生じる例や法的根拠のない旧姓の使用で不利益、混乱を生じる例は多く、それを避けるために結婚を諦める人、事実婚を選ばざるを得ない人が一定数いることは事実です。

家族の在り方が多様化する今、最高裁の判決の趣旨を踏まえて議論が積極的に行われることを衆参両院委員長及び内閣総理大臣をはじめとする関係大臣に求めるものです。

議員の皆様にはこの提案の趣旨に御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） お諮りします。

本意見書案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認め、意見書案第 1 号を採決します。

意見書案第 1 号選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第 1 号は原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第 11 決議案第 1 号

---

○議長（本田 学君） 日程第 11 決議案第 1 号ロシアによるウクライナ侵略と核兵器での威嚇を非難する決議についてを議題とします。

事務局長に決議案の本文を朗読してもらいます。

○事務局長（庄野勝政君） 2月24日に開始されたロシア軍によるウクライナへの侵略は、明らかに同国の主権及び領土の一体性を侵害し、武力行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章の重大な違反である。

この事態は、欧州にとどまらず、日本が位置するアジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねない極めて深刻な事態である。

さらにプーチン大統領は、ロシアが核兵器大国であることを誇示し、先制使用を示唆するなど、核兵器で世界の諸国を威嚇するものであり、今日の世界において決して許されるものではない。

よって、本町議会は、今回のロシアによる侵略行為に対し、強く非難するとともに、即時に攻撃を停止し、部隊をロシア国内に撤収するよう強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月、北海道足寄郡陸別町議会。

以上です。

○議長（本田 学君） 提出者の谷議員から趣旨説明を求めます。

4番谷議員。

○4番（谷 郁司君）（登壇） ただいま事務局長から読み上げていただきました決議案についてのことで、皆さん方に私の提案としての趣旨説明を行いたいと思います。

皆さん、ロシアによるウクライナの侵略で被害が日増しに大きくなっています。民間人を含む多くの方が犠牲になっています。女性も男性もお年寄りも子どもたちもです。

100万人を超える方が難民となり、深刻な人権危機が広がっています。

今回のロシアの行動が、国連憲章にある主権の尊重、領土の拡大をやめる、保全する、あるいは武力行使による禁止に違反することは明らかです。プーチン大統領がいかなる理由を挙げようとしても、こうした侵略戦争は絶対に許せません。

私は、戦争侵略という言葉よりも、何年か前にアメリカでビルを攻撃した、あれはテロ行為です。私は、こういう侵略戦争というよりもプーチンのテロ行為を許すわけにはいかないということに怒りをもって皆さん方をお願いいたします。軍事行動は直ちに中止するように強く求めます。

また、ウクライナの人々の命と生活を助ける支援が急務です。食料、衣類、あるいは医薬品の資金の援助を早急に行うべきです。

プーチン大統領は、核兵器の使用を公然と口に出しています。核兵器は、人類を破滅に追い込む絶対戦の兵器です。広島長崎の悲劇を知る被爆国日本の全ての声を集め、核兵器による脅しは絶対に許さないという声を突きつけ、また、ロシアは原発関連の施設を攻撃しています。人類の生存を脅かす危険な犯罪行為であります。日本にとっても過去の地震による3.11の福島原発がかなり被害を受けたということを考えると、こういうことは絶対に許すわけにはいきません。

こういうことを皆さん方とともに今議会において決議されますことをお願い申し上げまして提出者としての説明といたします。戦争は生きとし生けるものを殺すと、こういうことを許さないためにも、ぜひ皆さん方とともに決議したいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。そういうことを申し上げまして、私の提出の考えとしていきたい思

います。よろしくお願ひいたします。

○議長（本田 学君） お諮りします。

本決議案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認め、決議案第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（本田 学君） 起立全員です。

したがって、決議案第1号ロシアによるウクライナ侵略と核兵器での威嚇を非難する決議については原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第12 発議案第1号

---

○議長（本田 学君） 日程第12 発議案第1号議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元にお配りしております発議案のとおり、7月6日に札幌市で開催される北海道町村議会議長会主催の議員研修会に議員全員を、8月23日に札幌市で開催される議会広報研修会に多胡議員、中村議員、久保議員、谷議員、渡辺議員を派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は、議長発議のとおり派遣することに決定しました。

なお、日程、場所等に変更が生じた場合については、議長に一任願ひたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

次に、お諮りします。

令和4年度の閉会中において、町村議会議長会、市町村議会議長、行政団体、関係団体から突発的な研修会、集会等の参加要請があり、議会の招集が困難と認められる場合は、議長において、派遣の決定の一任を願ひたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認め、そのように決定しました。

---

### ◎日程第13 委員会の閉会中の継続調査について

---

○議長(本田 学君) 日程第13 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会、総務常任委員会及び産業常任委員会の委員長から、会議規則第75条の規定による申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員会からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員会からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

### ◎閉会の議決

---

○議長(本田 学君) お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

---

### ◎閉会宣告

---

○議長(本田 学君) これで、本日の会議を閉じます。

令和4年陸別町議会3月定例会を閉会します。

閉会 午後 3時08分

以上、地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議長

議員

議員